

# 図面作成要領

令和5年4月1日

京都市建設局土木管理部道路明示課

# 図面作成要領

(目的)

**第1条** この図面作成要領（以下「本要領」という。）は、京都市が管理する道路における道路法第18条に基づく道路区域の決定の際に作成する道路区域決定図（以下「区域決定図」という。）、京都市道路区域明示事務処理要領第10条及び11条に規定する道路法に基づき管理する道路の道路区域明示図及び土地境界明示図（以下「区域明示図等」という。）、京都市里道及び水路等境界明示事務処理要領第10条に規定する里道及び水路等の土地境界明示図（以下「境界明示図」という。）の作成に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(区域決定図等の作成)

**第2条** 区域決定図、区域明示図等、土地境界明示図（以下、「区域決定図等」という。）の作成については、本要領に基づくほかに、京都市公共測量作業規程（以下「作業規程」という。）に基づき実施しなければならない。

(測量作業)

**第3条** 測量作業については、作業規程（500分の1地形測量作業）に準ずるほか以下のとおりとする。

- 1 区域決定図等の測量作業には、原則、「京都市公共基準点又は京都市4級基準点」（以下「京都市基準点」という。）を使用し、世界測地系（第VI系）の座標を使用するものであるが、周囲に既設の京都市基準点がないなど、新たな京都市基準点を設置することが困難で合理性を欠く場合は、道路明示課と協議のうえ、任意の座標で測量作業を行うことができる。
- 2 平面図の縮尺は250分の1、横断面図の縮尺は100分の1、基準点網図は2500分の1を原則とする。ただし、区画整理事業や道路事業など大規模なもの等については、道路明示課と協議のうえ、平面図の縮尺を500分の1とすることができる。なお、座標展開図及び詳細図等の縮尺は任意とする。
- 3 各ポイント間の距離は、20m程度とし、メートル表示、小数点第2位（小数点第3位を四捨五入）にまるめ、起点・終点、道路幅員の変化点、道路の折れ点、構造物（側溝等）の変化点、また、道路区域を構成する公共用地（国有地、府有地、市有地）の敷地境界及び私有地と公共用地との敷地境界等について、ポイントを設ける。ただし、私有地間の敷地境界の変化点については、この限りではない。
- 4 ポイントには全て座標値（公共基準点を既知点とする）を設けるものとし、道路区域を構成するポイントには原則として道路明示課が支給するコンクリート杭（以下「C」という。）又はプレート（以下「P」という。）を設置する。それにより難しい場合については、鋸（以下「N」という。）又は座標のみのポイント（以下「K」という。）とする。
- 5 道路の曲線部の表示について、ポイントの設置に当たっては、図1のように道路の曲線上のポイントにおいて、弦Sを引き、弦Sが10m以下、中央縦距Mは2cm以下で表示することを基準とする。

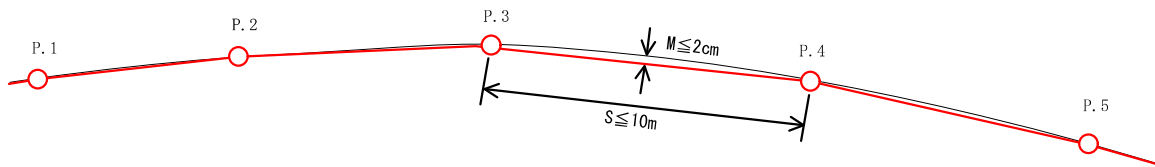


図1 曲線部ポイント設置例

- 6 ポイントについては、2以上の永久構造物に引照点を設置し、また、隣接の境界標以外から1箇所以上引照点を設置し、引照点についても座標値を設ける。
- 7 測量範囲については、縦断方向は、道路法手続き必要区間の両端から10mする。横断方向については、道路中心から25mを標準とするが、これによりがたい場合は、道路明示課と協議のうえ、直近の構造物、又は、構造物が無い場合は道路区域端から2mまでの測量とすることができる。
- 8 横断測量については、道路区域線を構成するポイント位置（上下線どちらか一方でもよい）で測量し、ポイントの間隔は20mを基本とする。また、測量は路線の中心線に対し垂直方向に行い、道路区域端から2mとする。

(作図作業)

第4条 作図作業については、作業規程に準ずるほか以下のとおりとする。

<提出方法等について>

- 1 提出方法等については、以下のとおりとする。
  - (1) 原図は、CADで作成し、表1に示す3種の電子データを納品する。
    - 大きさは、A2判横向きとする。
    - 使用色は朱、黒のみとする。朱はRGB(255、0、0)、黒はRGB(0、0、0)とする。

表1 電子データ納品種別

| 形式                                  | 備考                                  |
|-------------------------------------|-------------------------------------|
| D X F (Drawing Exchange Format)     | 一般的なCADで取り扱える形式                     |
| S X F (Scadec data eXchange Format) | 電子納品形式<br>S F Cファイルを納品すること。         |
| P D F (Portable Document Format)    | 電子文書形式<br>ベクトルデータで納品すること。<br>A2判横向き |

特段の事情があり、やむを得ない場合は、道路明示課と協議のうえ、マイラーフィルム#300（片面マット）とする。

また、区画整理事業など大規模なもの等については道路明示課と協議のうえ、縮尺は500分の1とし、A0判とすることができる。その場合、道路台帳平面図の区画割に合わせる。

- (2) 作成する図面は、平面図、横断面図、基準点網図及び座標一覧表（基準点、ポイント）とする。必要に応じて、座標展開図、詳細図も作成する。同一図面上に表示できる場合は、1枚の図面に取りまとめる。

- (3) 図面右下角に表題を表示し、その上方13cm四方については奥書証明文記述スペースとして、空白とする。表題の詳細については、本要領第5条第1項による。
- (4) 原図インクジェット出力図(60g/m<sup>2</sup>以上)  
境界点、線及び数値等に朱線着色したものを必要部数提出する。(道路明示課が指示する部数)
- (5) 電子媒体(CD-R等、USBは除く)  
電子媒体の図面データは、前述(1)の表1に示す3種の電子データ形式で作成する。提出にあたってはエラーがないことを確認するとともにウイルス対策を行うこと。また、辺長及び幅員のST計算書、基準点ST計算書、ジオイド高計算書をPDF形式で作成し、提出するものとする。(区域決定図及び境界明示図の計算書の提出は任意とする。)
- (6) 明示図に記載する記号については、「別表1 明示測量記号調書」を基本とする。

<平面図>

2 平面図の作成については、以下のとおりとする。(別紙1参照)

- (1) 現況及び測量データは全て記入し、図面中に記載する記号は、「別表1 明示測量記号調書」によるもののほか、作業規程による。
- (2) 接続する路線名及び接続する名称を記入する。配置は、線形と平行とする。また、朱線に接しない路線の路線名に関しては( )を付して表示する。
- (3) 原則として図面上方を北(方位「N」)とし、方位記号を図面左方に表示する。また、図面上方を方位「N」とできない場合、図面右方を方位「N」とし、方位記号を図面左方に表示する。さらに、世界測地系に基づく座標メッシュ(25m間隔又は50m間隔)を図枠周囲に記入する。
- (4) 作図範囲が1枚に収まらない場合は、複数枚に分けることができる。その場合、各図面の接続部に一点鎖線を施し、前後20mを重複させる。また、各図面の位置関係が分かるように、図2のとおり分割図を表示する。線種については、表2のとおりとする。

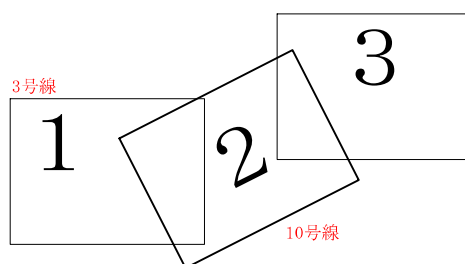


図2 分割図記載例

- (5) 各ポイントの表示が煩雑となった場合、詳細図を表示する。一部分のみを拡大する場合は、辺の行き先の点名を枠外に表示する。
- (6) 道路区域線及び土地境界線は朱書き実線とし、道路区域及び土地境界を構成する各ポイント及び各ポイント間の辺長の数値(メートル表示、小数点第2位(小数点第3位四捨五入)表示(以下、基準点に関する数値以外はこれに準ずるものとする。))も、朱書きとする。ポイント名は黒書きとする。

- (7) 路線の起点及び終点については、朱書き実線で閉じる。ただし、起点又は終点が他路線と接続する場合は、黒書き破線とする。
- (8) 横断線については、横断面図を作成する箇所及び幅員の変化点に設けること。幅員が確定される場合は朱書き破線で幅員を表示し、数値も朱書きとする。
- (9) 横断線における幅員の表示とは別に、既明示箇所を写し込む場合や参考幅員を表示する場合は、黒書き破線で幅員表示し、数値も黒書きとする。
- (10) 道路拡幅を行う前や道路内に土地境界線がある場合の民有地、国有地及び市有地の境界を表す線は黒書き実線とし、各ポイント及び各ポイント間の辺長の数値についても黒書きとする。
- (11) 引照点から各ポイントまでの線は、黒書き一点鎖線とし、ポイント間の辺長の数値についても黒書きとする。
- (12) 各線の線号については、表2のとおりとする。その他については、作業規程に準じる。

表2 線号種別

| 線号                   | 用途              | 線色 | 線種   |
|----------------------|-----------------|----|------|
| 2号線<br>(線の幅 0.10mm)  | 地図記号(植生等)       | 黒  | 実線   |
| 3号線<br>(線の幅 0.15mm)  | 道路区域線(交差点内部)    | 黒  | 破線   |
|                      | 敷地の所有権境を表す線     | 黒  | 実線   |
|                      | 座標一覧表の罫線        | 黒  | 実線   |
|                      | 表題の内罫線          | 黒  | 実線   |
|                      | 引照点から各ポイントまでの線  | 黒  | 一点鎖線 |
| 4号線<br>(線の幅 0.20mm)  | 隣接ポイントのタスキ線     | 黒  | 一点鎖線 |
|                      | 道路区域線(交差点内部は除く) | 朱  | 実線   |
| 10号線<br>(線の幅 0.50mm) | 幅員表示線           | 朱  | 破線   |
|                      | 図枠線             | 黒  | 実線   |

- (13) 町名及び地番の記入は黒書きとするほか、次のとおりとする。
- ア 決定する朱線に隣接する(点接も含む)全ての土地の地番を記入する。
- イ 官有地(道路(里道)及び河川(水路)用地に限る)及び民有地の表示は、決定する朱線に接する土地を記入するものとし、官有地については後述4によるものとし、民有地については( )を付さずに地番を記入する。
- ウ 作成する区域決定図等には接続する認定路線名、里道及び水路名を表示するものとするが、決定する区域等に接しない場合は( )を付して表示する。
- エ 片側のみ決定を行う場合、決定を行わない対側の町名については( )を付して表示する。
- オ 表示する地番は、原則として測量年月日時点の法務局登記情報を使用する。

- (14) 図枠線については、印刷の見切れを防止するため、用紙辺から 2 c m 離隔する（左下業者名欄はその外側に設ける）。
- (15) 接続する明示がある場合は、接続境界点の番号の先頭に「既」と記入し、決定番号及び年月日を記入する。

<横断面図>

3 横断面図の作成については、以下のとおりとする。（別紙 1 参照）

- (1) 原則、道路の西から東又は南から北を視準した形で作成する。また、図 3 に示すように、平面図にアラビア丸数字を付した切断線で当該箇所を示し、数字は傾けないこと。  
番号の割り振りについては、原則、図面左方から図面右方に向かって又は図面下方から図面上方に向かって割り振ること。

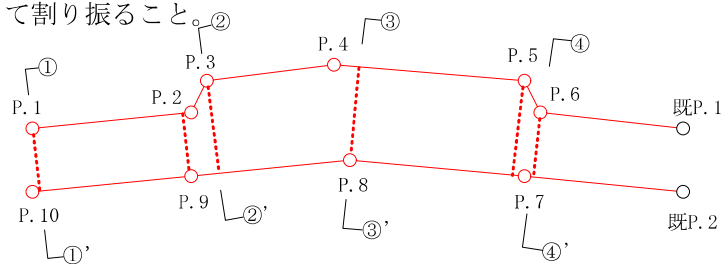


図 3 平面図における横断面図作成箇所の表示例

- (2) 原則として、各路線の端部及びその中央部の 3 箇所について作成し、接続路線との交差点部や変形地などそれにより難しい場合は、作成位置を最小限の範囲で移動する。
- (3) 交差点など、路線が大きく変化する場合又は 20 m 以上直線が続く場合は、概ね 20 m に 1 箇所作成する。
- (4) 決定する道路区域線、土地境界線及び幅員表示については、朱書き（4 号線）とする。既明示線等その他の幅員表示については、黒書き（3 号線）とする。
- (5) 敷地境については、民有地及び市有地ごとに記入し、黒書き（3 号線）とする。
- (6) ポイントがある場合は、旗揚げの上に○印（直径 1 mm）と点名を入れる。
- (7) 横断面図には地番は記入せず、官有地の表示は 4 によるものとする。

<官有地等の表示>

- 4 平面図及び横断面図に記載する官有地（道路（里道）及び河川（水路）用地に限る）等の表示は表 3 のとおりとする。

表3 官有地等の表示

| 所管                    | 地番の有無 |                                  | あり                                       | なし※ |
|-----------------------|-------|----------------------------------|------------------------------------------|-----|
|                       | あり    | なし                               |                                          |     |
| 京都市建設局財産              | 平面    | 市有地 (△-△)<br>※カッコ内に地番を記載         | 市有道路敷<br>市有水路敷<br>市有泥揚敷など                |     |
|                       | 横断    | 市有地                              | 市有道路敷<br>市有水路敷<br>市有泥揚敷など                |     |
| 京都市建設局以外の<br>市有財産     | 平面    | 〇〇局所管市有地△-△<br>※市有地の後に地番を記載      | 〇〇局所管市有道路敷<br>〇〇局所管市有水路敷<br>〇〇局所管市有泥揚敷など |     |
|                       | 横断    | 〇〇局所管市有地                         | 〇〇局所管市有道路敷<br>〇〇局所管市有水路敷<br>〇〇局所管市有泥揚敷など |     |
| 国有財産又は府有財産<br>※証明権限あり | 平面    | 国有地 (又は府有地) (△-△)<br>※カッコ内に地番を記載 | 国有道路敷<br>国有水路敷<br>国有泥揚敷など                |     |
|                       | 横断    | 国有地 (又は府有地)                      | 国有道路敷<br>国有水路敷<br>国有泥揚敷など                |     |
| 国有財産<br>※証明権限なし       | 平面    | 〇〇省所管国有地△-△<br>※国有地の後に地番を記載      | 〇〇省所管国有道路敷<br>〇〇省所管国有水路敷<br>〇〇省所管国有泥揚敷など |     |
|                       | 横断    | 〇〇省所管国有地                         | 〇〇省所管国有道路敷<br>〇〇省所管国有水路敷<br>〇〇省所管国有泥揚敷など |     |
| 民有地等                  | 平面    | 地番のみ記載                           |                                          |     |
|                       | 横断    | 記載しない                            |                                          |     |

※道路敷や水路敷など複数存在する場合、平面及び横断に〇〇道路敷 (〇〇水路敷を含む) と記載する。

<座標展開図、座標一覧表>

5 座標展開図及び座標一覧表の作成については以下のとおりとする。(別紙1参照)

- (1) 縮尺については任意とする。
- (2) 道路区域線及び道路区域線を構成するポイントは、朱書きとする。
- (3) 土地境界線及び土地境界線を構成するポイントは、朱書きとする。
- (4) C点、P点、N点、K点、I点全ての座標値を、座標一覧表として表4及び表5のとおり表示する。

- (5) 世界測地系座標を使用した場合は、座標値一覧表の上部に「世界測地系」と表示する。

表4 点の種別と記載する順番

| 記号 | 種別                                          |
|----|---------------------------------------------|
| C  | コンクリート杭                                     |
| P  | プレート                                        |
| N  | 鋳                                           |
| K  | ポイント                                        |
| 既C | 既設コンクリート杭                                   |
| 既P | 既設プレート                                      |
| 既N | 既設鋳                                         |
| 既K | 既設ポイント                                      |
| A  | 参考点（区域決定箇所対側が明示されていない場合等に設ける。）              |
| I  | 引照点（種別欄には引照点と表記せず「マンホール中心」のように、現況の地物を表記する。） |

表5 座標一覧表記載例

世界測地系

| 境界点座標一覧表 |            |            |           |
|----------|------------|------------|-----------|
| 点名       | X座標        | Y座標        | 種別        |
| C.**     | -*****.*** | -*****.*** | コンクリート杭   |
| P.**     | -*****.*** | -*****.*** | プレート      |
| N.**     | -*****.*** | -*****.*** | 鋳         |
| K.**     | -*****.*** | -*****.*** | ポイント      |
| 既C.**    | -*****.*** | -*****.*** | 既設コンクリート杭 |
| 既P.**    | -*****.*** | -*****.*** | 既設プレート    |
| 既N.**    | -*****.*** | -*****.*** | 既設鋳       |
| 既K.**    | -*****.*** | -*****.*** | 既設ポイント    |
| ...      | ...        | ...        | ...       |
| I.**     | -*****.*** | -*****.*** | マンホール中心   |

- (6) 平面図でポイントが明確に判別できる場合は、座標展開図を省略することができる。ただし、座標一覧表については省略することはできない。

<基準点網図、基準点座標一覧表>

6 基準点網図及び基準点座標一覧表の作成については、以下のとおりとする。（別紙1参照）

- (1) 決定箇所について、簡略化した形状を朱線で表示する。
- (2) 辺長についてはメートル表示とし、球面距離で小数点第3位（小数点第4位を四捨五入）



表示する。

- (3) 基準点網図の背景については都市計画基本図をスキャン（白黒又はグレースケール）し、ラスターデータで埋め込む。都市計画基本図については、一般社団法人京都府建築士会で入手できる。
- (4) 各線の線種については、表2に準じる。
- (5) 区域決定図等の作成に当たって使用した全ての基準点の座標値を、基準点座標一覧表として表6及び表7のとおり表示する。
- (6) 区域明示図等に記載する標高は、すべて標高改定に対応した値とし、基準点座標一覧表の左下に「平成26年4月1日付け標高改定対応済」を付記する。なお、区域決定図及び境界明示図は任意とする。
- (7) 4級基準点を新設した場合、基準点座標一覧表の欄外右上に厳密網または簡易網の記載を行う。なお、区域決定図及び境界明示図は任意とする。

表6 基準点の種別と記載する順番

| 種別      |
|---------|
| 既設1級基準点 |
| 既設2級基準点 |
| 既設3級基準点 |
| 既設4級基準点 |
| 4級基準点   |
| 節点      |
| 補助基準点   |

- ・欄外右上に「世界測地系」、「日本測地系」の別を表示する。
- ・欄外右下に「平均縮尺係数」を表示する。

表7 基準点座標一覧表記載例

世界測地系 厳密網  
(ジオイド2011使用)

| 基準点座標一覧表    |            |            |         |         |         |
|-------------|------------|------------|---------|---------|---------|
| 点名          | X座標        | Y座標        | 標高      | ジオイド高   | 種別      |
| NO. **2**** | -*****.*** | -*****.*** | **.* ** | **.* ** | 既設2級基準点 |
| NO. **3**** | -*****.*** | -*****.*** | **.* ** | **.* ** | 既設3級基準点 |
| **-****     | -*****.*** | -*****.*** | **.* ** | **.* ** | 既設4級基準点 |
| **-****     | -*****.*** | -*****.*** | **.* ** | **.* ** | 4級基準点   |
| ...         | ...        | ...        | ...     | ...     | ...     |
| T.**        | -*****.*** | -*****.*** | **.* ** | **.* ** | 補助基準点   |

平成26年4月1日付け標高改定対応済

平均縮尺係数 0.9999\*\*

<使用するフォント>

- 7 互換性を確保するため、MSゴシック及びMS明朝以外のフォントを使用してはならない。  
また、フォントは電子データに埋め込むこととする。なお、フォントのアウトライン化は、線  
のみの情報になってしまい編集できなくなるため、してはならない。  
使用するフォントについては表8のとおりとする。

表8 作図項目別フォント標準仕様

| フォント種別 | フォント大きさ | 作図項目                                                |
|--------|---------|-----------------------------------------------------|
| MSゴシック | 10ポイント  | 地番                                                  |
|        | 14ポイント  | 町名、路線名、行政区名                                         |
| MS明朝   | 8ポイント   | 点名、辺長、方向角、幅員、メッシュ座標、路面種別                            |
|        | 10ポイント  | 幅員（横断面図）、既明示番号表示、施設名、地目、路面種別、点名（座標一覧表）、点座標値、点備考、点種別 |
|        | 14ポイント  | 表題、図題                                               |

- (1) フォントの大きさについて、配置することで文字同士が錯綜・混雑する場合は、小さくする等適宜調整すること。
- (2) 特に注釈が無い限り全ての作図種別に適用する。表に示されていない作図項目については、原則としてMS明朝を使用し、フォントの大きさは周囲に準じて配置すること。
- (3) 仮名及び漢字は原則として全角文字とする。
- (4) アルファベット及び数字は原則として半角文字とする。
- (5) 図枠表題については別紙3による。

(特記事項)

**第5条** その他の特記事項は以下のとおりとする。

< A 2 判表題部 >

**1** A 2 判表題部の記入について (別図 1 参照) は次のとおりとする。

(1) 件名

「道路区域決定図」「道路区域明示図」「土地境界明示図」とする。

(2) 路線名等

該当図面において、道路区域線及び境界線が表示されている全ての路線名又は名称を記入する。図面が複数枚にわたる場合は、図面それぞれに表示されている路線のみを記入する。

また、表示の順については、路線番号順に表示する。(昇順)

(3) 所在地

「京都市」を省き明示申請地の住所の代表所在地のみを行政区から地先記入する。(〇〇-〇番地先他) なお、代表所在地は、道路区域外の道路区域に隣接する地先とする。

(4) 決定年月日

区域明示図等の決定年月日の欄は空白とし、「令和 年 月 日」も記入しないものとする。

区域決定図のみ告示年月日とし、既存図面を使用する場合は、上段に新しいものを記入する。(道路明示課で記入するため、新規に図面を作成する場合は「令和 年 月 日」のみ記入し数字部分は空白とする。)

(5) 決定番号の記入は以下のとおりとする。(イ、ウは区域決定図のみ該当)

ア 新規に図面を作成する場合は空白とする。

イ 図面が複数枚となる場合は、図面番号ごとに、全枚数の何枚目か分かるように決定番号欄の右隅に記入する(例-1/2、2/3)。

ウ 既存図面を使用した場合は、右に新しいものを記入し、書き切れない場合は、上段に記入する。

エ 別途決定による区域決定図又は区域明示図等の全てを写し込みを行う場合は、( ) を付して決定番号を記入する。また、部分的に写し込みを行う場合については記入しない。詳細については、同条第3項による。

(6) その他、図面の作成例(別紙1)を参照し作成を行うこと。

(7) 作成者は、道路明示課に成果品を提出する前に、図面セルフチェック項目(別紙2)を確認し、漏れや誤記のないよう努めること。

< A 2 判測量年月日等表示部 >

**2** A 2 判測量年月日等表示部の記入については、次のとおりとする。(別紙3参照)

(1) 測量年月日

測量年月日を記入する。

(2) 測量業者名

受注者名を記入する。

(3) 主任技術者名

受注者が定めた主任技術者名を記入する。

< A 0 判表題部 > (区域決定図)

3 A 0 判表題部の記入 (別紙 4 参照) は以下のとおりとする。

- (1) 事業内容、作業機関名、法手続内容、及び路線名のみを記入とする (区域決定年月日及び決定番号については、道路明示課で記入する)。
- (2) 表題部とは別に、図面上段に道路台帳平面図の区画割番号を記入する。

< 写し込み >

4 区域決定図又は明示図の写し込み (別図 2 参照)

新規に作成する区域決定図において、全ての区域決定又は明示箇所が図化されているものについては、朱線、必要な数値等を写し込み、決定番号及び決定年月日又は明示年月日を記入する。その場合、ポイント番号の付け替え、座標の変換は認めるが、座標の新しい測定値の記入や、道路区域線及び各ポイント間の辺長の変更はしてはならない。ただし、既存ポイントの再測定による辺長の誤差については、原則 1 c m まで許容する。また、旧図にある構造物、権利関係 (地番) で、道路区域線に影響しない場合は、道路明示課の承諾を受け変更することができる。

< 接続表示 >

5 接続明示及び区域決定の表示 (別図 2 参照)

- (1) 接続明示図については、接続ポイントを黒書きで記入し、決定番号、決定年月日又は明示年月日を記入する。
- (2) 区域決定図は接続ポイントを赤丸表記し、決定番号、決定年月日又は明示年月日を記入する。

< 一部発行禁止及び発行禁止 >

6 申請地又は関係土地に区域明示図があり復元可能であるが、土地境界明示図がなく再明示する場合 (別図 3 参照)

(1) 復元可能な場合

原則、前回明示の復元ラインを踏襲する。

(2) 復元不可能の場合

前回明示の明示方針及び現地状況を総合的に判断し再明示する。

(区域決定における土地境界確定図の作成)

**第 6 条** 区域決定図に記載されている道路区域 (朱書き実線箇所) と土地境界が一致しない場合 (例…河川占用許可、使用貸借契約等による権原) 以下のとおりとする。

- 1 土地境界を証明する必要がある土地が区域決定図に存在しない場合 (例…道路区域内の土地全てが河川占用許可又は使用貸借契約等による土地) は、表題部の下、枠外に「本図は土地境界を証明するものではない。」と記載するものとする。
- 2 土地境界を証明する必要がある土地と河川占用許可、使用貸借契約等による所有権以外の権原の土地が混在している場合は、表題部の下、枠外に「本図は土地境界を証明するものではない。」と記載するとともに、別途、土地境界確定図を作成するものとする。

但し、既に必要な箇所の土地境界確定図が作成されている場合は、道路明示課と協議のうえ、新たな土地境界確定図を作成しないことができる。

- 3 土地境界確定図は、区域決定図と同範囲で作成することを基本とするが、区域決定図が複数枚に亘る場合は道路明示課と協議のうえ、土地境界を証明する必要がある土地が記載された図面のみを作成するものとする。

(その他)

#### 第7条

- (1) その他、本要領に記載されていない内容に当たっては、道路明示課の指示による。
- (2) 区域決定図の作成にあたって、道路明示課と協議する必要がある場合は、発注課等を通じて協議する。

附則

この要領は、平成5年から施行する。

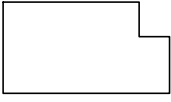
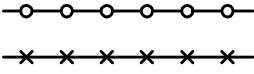
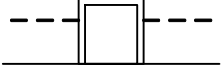

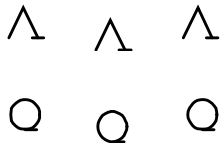
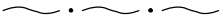



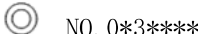
附則

この要領は、平成28年8月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表1 明示測量記号調書

| 名 称           | 記 号                                                                                 | 線 号    | 備 考                                                                                         |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 家 屋           |    | 3      | 普通建物、堅ろう建物の区別はしない。                                                                          |
| フ ェ ン ス       |    | 3      |                                                                                             |
| 街 渠 柵         |    | 3      |                                                                                             |
| マ ン ホ ール      |    | 3      | 水 (水道) 下 (下水道)<br>E (電気) G (ガス)<br>T (電話) 等                                                 |
| 樹 木 ( 独 立 樹 ) |    | 2      |                                                                                             |
| 生 垣           |  | 3      |                                                                                             |
| ブ ロ ッ ク       |  | 3      |                                                                                             |
| 葛 ( か ず ら ) 石 |  | 3      |                                                                                             |
| コンクリート擁壁      |  | 3      |                                                                                             |
| 舗 装           | As                                                                                  | 8 ポイント | As (アスファルト舗装)<br>Co (コンクリート舗装)<br>Gr (砂利、土舗装)<br>ILB (インターロッキング舗装)<br>石張り (石畳、石張り)<br>タイル 等 |
| 電 柱           | ○EP                                                                                 | 3      | EP (電力柱) TP (電信柱)                                                                           |
| 基 準 点         |  | 4      | ◎ 1級基準点 ◎ 2級基準点<br>◎ 3級基準点 ⊕ 4級基準点<br>● 節 点 ○ 補助基準点                                         |

|       |         |   |                                                              |
|-------|---------|---|--------------------------------------------------------------|
| 境界点   | ○ P.**  | 4 | P.** プレート<br>C.** コンクリート杭<br>N.** 鈎<br>K.** ポイント             |
| 既設境界点 | ○ 既P.** | 3 | 既P.** 既設プレート<br>既C.** 既設コンクリート杭<br>既N.** 既設鈎<br>既K.** 既設ポイント |
| 引照点   | ○ I.**  | 3 | マンホール中心 等                                                    |
| 民地境界線 | —       | 4 | 必要に応じて黒実線で表示                                                 |
| 底地境界線 | —       | 4 | 必要に応じて黒実線で表示                                                 |

※その他、必要に応じて、作業規程の公共測量標準図式を準用する。

(別図1)

<区域決定図>

|       |                              |                                |            |               |      |
|-------|------------------------------|--------------------------------|------------|---------------|------|
|       | 2cm                          | 7cm                            | 2cm        | 2cm           | 10号線 |
| 10号線  | 18pt<br>件名                   | 10号線 20pt<br>道路区域決定図           |            |               |      |
| 1cm   | 11pt<br>路線名                  | 3号線 11pt<br>○○緯 10号線 ○○経 2号線   | 11pt<br>縮尺 | 11pt<br>1/250 |      |
| 1cm   | 11pt<br>所在地                  | 3号線 12pt<br>中京区上本能寺前町 488 番地先他 |            |               |      |
| 1cm   | 9pt<br>決定年月日                 | 3号線 14pt<br>令和 年 月 日           |            |               |      |
| 1cm   | 11pt<br>決定番号                 | 3号線<br>1/2                     |            |               |      |
| 1.5cm | 20pt 3号線<br>京都市建設局土木管理部道路明示課 |                                |            |               |      |
|       | 13cm                         |                                |            |               |      |

< 区域明示図 >

|                  |         |    |  |
|------------------|---------|----|--|
| 件名               | 道路区域明示図 |    |  |
| 路線名              |         | 縮尺 |  |
| 所在地              |         |    |  |
| 明示年月日            |         |    |  |
| 決定番号             |         |    |  |
| 京都市建設局土木管理部道路明示課 |         |    |  |

< 境界明示図 >

|                  |         |    |  |
|------------------|---------|----|--|
| 件名               | 土地境界明示図 |    |  |
| 路線名又は名称          |         | 縮尺 |  |
| 所在地              |         |    |  |
| 決定年月日            |         |    |  |
| 決定番号             |         |    |  |
| 京都市建設局土木管理部道路明示課 |         |    |  |

**\* 注意事項**

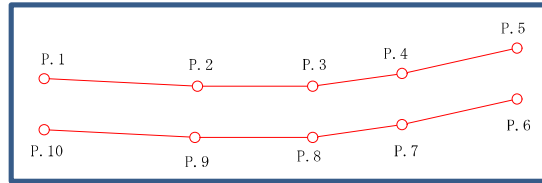
- ・ 区域決定図のみ線号や文字のフォント及び枠の大きさを示しているが、区域明示図及び境界明示図にも該当するものとする。
- ・ A2判表題部については、上記のとおり図枠右下に記載する。
- ・ 表題部上段13cm四方は空白とする。
- ・ 使用フォントはMS明朝のみとする。
- ・ 外枠線は10号線、内罫線は3号線を使用する。
- ・ 区域決定図、区域明示図、境界明示図ともに表題の表記が異なるため注意すること。



(別図 2)

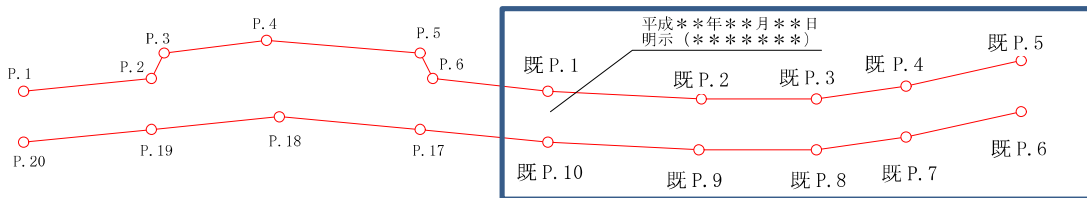
【区域決定図又は明示図の写し込み及び接続する場合の表示例】

- ・ 明示番号 (\*\*\*\*\*) の既存の明示図例



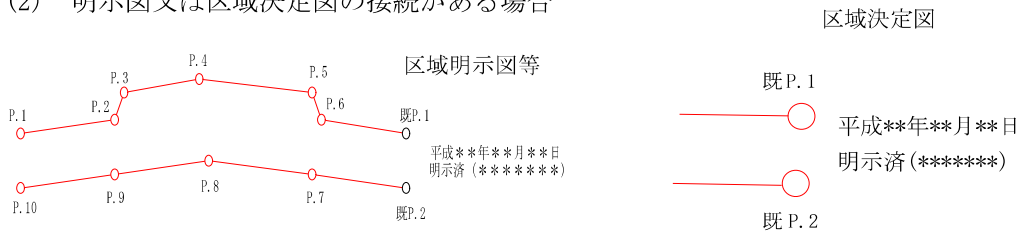
新たに区域決定する道路区域線と、P. 1、P. 10で接続する明示図の道路区域線。

- (1) 明示図又は区域決定図の写し込みを行う場合 (区域決定図のみ該当)



本要領第 5 条第 3 項の規定に基づき、新たな区域決定図に既存の明示図の写し込みを行って合成し、新たにポイント番号を付け直したものである。この場合、本区域決定図により両図面の決定の証明がなされることとなり、全て朱線表示となる。

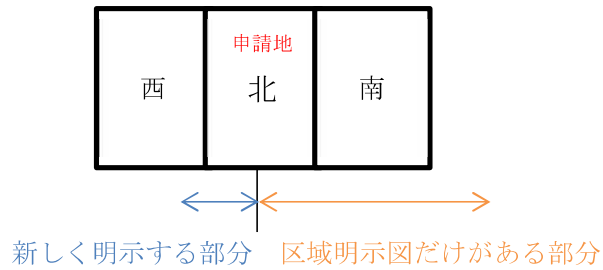
- (2) 明示図又は区域決定図の接続がある場合



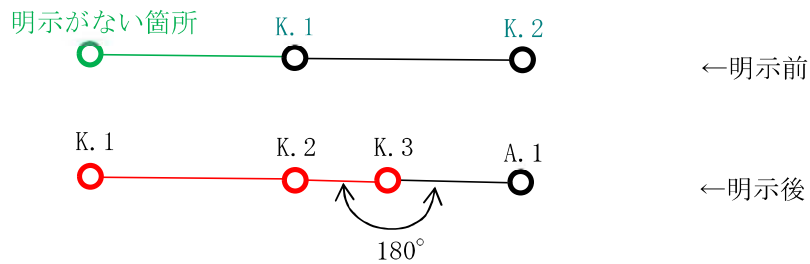
本要領第 5 条第 4 項の規定に基づき、新たな区域決定図に既存の明示図の接続があることを示したものである。この場合、既 P と記入されているポイントについては、既存の明示図において決定がなされたポイントであり、本区域決定図では単に既 P で他の明示図と接続していることを示しているだけであるため、既 P で赤丸表記とする。また、区域明示図等及び境界明示図については既 P で黒丸表記とする。

(別図3)

- 申請地又は関係土地に区域明示図があり復元可能であるが、土地境界明示図がなく再明示する場合

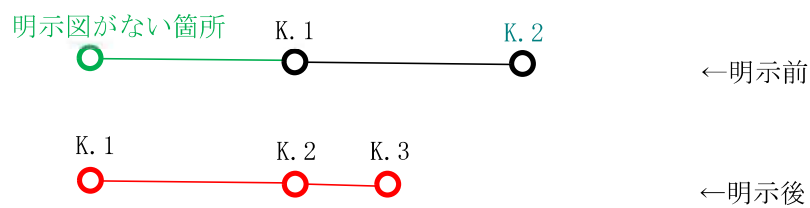


- 復元可能な場合



\* 明示前のK.1-K.2と明示後のK.2-A.1は同じ座標であり、K.3はそのライン上に存在する。

- 復元不可能な場合



\* 明示前のK.1と明示後のK.2は一致しない、現況及び当時の明示方針にしたがって再明示する。

辺長、ポイント番号、地番等の数字・アルファベットは、原則「半角」とする。なお、全角のほうが見やすくなる場合はその限りでない。

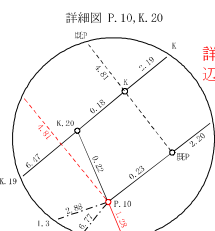
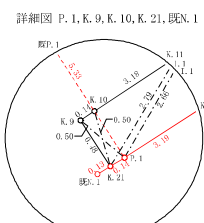
座標メッシュ (25m間隔または50m間隔) を入れる。

基準点網図には背景を入れること。背景はラスターのままベクトル化しないこと。

基準点網図 S=1/2500



※基準点網図の辺長については、球面距離とする



区域決定をしない対側の(〇〇△△町)町名はカッコ書き

- ・構造物や既明示線が近接する場合は、朱線と重ならないように表示する。場合によっては黒線を削除する。
- ・ポイント点が重なる場合は、詳細図を表示する。

決定箇所に朱線を入れる。

詳細図の外枠には、辺の対側点を表示する。

横断面図番号は、左→右又は下→上で割り振りアラビア丸数字を表記する。番号は傾けないこと。

・各線の線号については、図面作成要領を参照

建物には影を付けず堅牢建物表記とする。

新たに道路幅員が確定する場合は幅員を朱書き

町名は大字がある場合は含めて表記する。

・奥書証明文記述スペースとして、13cm四方の余白を確保する。

・やむを得ない場合は、記述スペースの幅を半分程度まで縮小できるものとする。

- ・里道、水路があれば記入
- ・地番があれば記入 (カッコ書き)
- ・公官庁財産の表記については、図面作成要領を参照

平面図の辺長は水平距離で表示する。

道路区域辺長：実線 (決定箇所：朱線)  
 (既明示箇所：黒線)  
 参照辺長及びタスキ辺長：一点鎖線 (黒線)  
 幅員：破線 (決定箇所：朱線)  
 (既明示箇所：黒線)

- ・既道路区域決定図・明示図に接続する場合は上段に決定日 下段に決定済又は明示済、及び決定番号を表記する。
- ・既道路区域決定図・明示図を全て写し込む場合は、「済」を表記しない。

・既市有地境界明示があれば、写し込む。

- ・タスキ線は新設点に対して既設点2箇所以上から取る。
- ・参照線は近くの新設点に対して可能な限り取る。

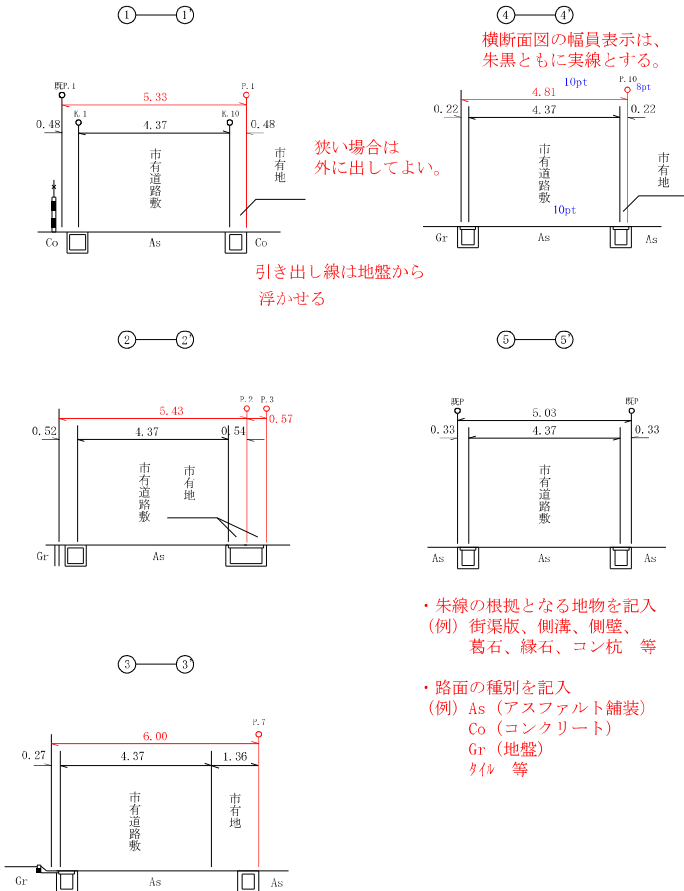
・既道路区域明示図の全てを写し込む場合は、図題決定番号欄に当該番号を表記。部分的に写し込みを行う場合については表記しない。

|                  |                    |    |       |
|------------------|--------------------|----|-------|
| 件名               | 道路区域決定図            |    |       |
| 路線名              | 一般府道京都御所線 路線番号順に表記 | 縮尺 | 1/250 |
| 所在地              | ××区〇〇△△町999番地先他    |    |       |
| 決定年月日            | 令和 年 月 日           |    |       |
| 決定番号             | 1 / 2              |    |       |
| 京都市建設局土木管理部道路明示課 |                    |    |       |

測量 令和〇年〇月〇日 図案製作者名 ○○○○○○○○ 主任技術者名 ○ ○ ○

各線の線号については、図面作成要領を参照

横断面図 S=1/100



4級基準点を新設した場合、厳密網または簡易網の記載を行う。(区域決定図は任意とする。)

世界測地系 厳密網 (ジオイド2011使用)

| 点名      | X座標         | Y座標        | 標高     | ジオイド高  | 種別      |
|---------|-------------|------------|--------|--------|---------|
| 09-0179 | -115546.872 | -25743.947 | 16.470 | 37.376 | 既設4級基準点 |
| 09-0180 | -115574.155 | -25781.383 | 16.316 | 37.377 | 1級基準点   |
| T.1     | -115527.189 | -25716.254 |        |        | 補助基準点   |

平成26年4月1日付け標高改定対応済 (平均縮尺係数0.999908)

標高改定については任意とする。

世界測地系

| 点名   | X座標         | Y座標        | 種別      |
|------|-------------|------------|---------|
| P.1  | -115551.206 | -25742.117 | プレート    |
| P.2  | -115546.793 | -25735.349 | プレート    |
| P.3  | -115547.269 | -25735.028 | プレート    |
| P.4  | -115543.480 | -25729.161 | プレート    |
| P.5  | -115542.967 | -25728.388 | プレート    |
| P.6  | -115541.281 | -25725.843 | プレート    |
| P.7  | -115539.605 | -25723.275 | プレート    |
| P.8  | -115537.693 | -25720.434 | プレート    |
| P.9  | -115533.640 | -25715.653 | プレート    |
| P.10 | -115532.458 | -25716.149 | プレート    |
| K.1  | -115545.422 | -25744.753 | ポイント    |
| K.2  | -115545.422 | -25742.743 | ポイント    |
| K.3  | -115543.167 | -25738.743 | ポイント    |
| K.4  | -115541.520 | -25736.237 | ポイント    |
| K.5  | -115539.852 | -25733.747 | ポイント    |
| K.6  | -115538.800 | -25732.204 | ポイント    |
| K.7  | -115538.298 | -25731.475 | ポイント    |
| K.8  | -115536.554 | -25728.948 | ポイント    |
| K.9  | -115550.882 | -25742.498 | ポイント    |
| K.10 | -115550.802 | -25742.378 | ポイント    |
| K.11 | -115549.052 | -25739.720 | ポイント    |
| K.12 | -115546.834 | -25736.366 | ポイント    |
| K.13 | -115545.190 | -25733.884 | ポイント    |
| K.14 | -115543.521 | -25731.375 | ポイント    |
| K.15 | -115542.357 | -25729.666 | ポイント    |
| K.16 | -115541.856 | -25728.936 | ポイント    |
| K.17 | -115540.141 | -25726.445 | ポイント    |
| K.18 | -115538.368 | -25723.887 | ポイント    |
| K.19 | -115536.404 | -25721.194 | ポイント    |
| K.20 | -115532.252 | -25716.238 | ポイント    |
| K.21 | -115551.281 | -25742.240 | ポイント    |
| K.22 | -115549.478 | -25739.435 | ポイント    |
| K.23 | -115547.282 | -25736.075 | ポイント    |
| 既P.1 | -115546.729 | -25745.014 | 既設プレート  |
| 既P.2 | -115542.719 | -25739.034 | 既設プレート  |
| 既P.3 | -115538.461 | -25732.446 | 既設プレート  |
| 既P.4 | -115537.971 | -25731.707 | 既設プレート  |
| 既P.5 | -115536.271 | -25729.146 | 既設プレート  |
| 既N.1 | -115551.349 | -25742.352 | 既設金属釘   |
| I.1  | -115548.897 | -25740.790 | マンホール中心 |
| I.2  | -115544.643 | -25735.019 | マンホール中心 |
| I.3  | -115533.391 | -25718.878 | マンホール中心 |

- 種別部分は「#」で省略しないこと。
  - 語句としては以下の順で使用すること。
    - C : コンクリート杭
    - P : プレート
    - N : 釘
    - K : ポイント
  - 既C : 既設コンクリート杭
  - 既P : 既設プレート
  - 既N : 既設釘
  - 既K : 既設ポイント
  - A : 参考点 (対側で区域明示が無い場合等)
  - I : 引照点 (マンホール中心等)
- 引照点は恒常的に変化しにくいものとする。
    - (例) マンホール中心、ブロック角、家角、金属釘、葛石角、縁石角、旧壁角、コン杭
  - 亡失したプレートを復元した場合は、語尾に (復元) と付すこと。
    - (例) 既設プレート (復元)
  - 既設プレートが亡失している場合は、既K点とすること。

- ファイルデータ仕様
- 原則として、1枚に収めるものとするが、決定箇所が長大で収まらない場合は分割すること。
  - 平面図が分割される場合は、接続線を表示し、各々20m程度ラップさせること。また、図郭ラップイメージも表示すること。
  - 使用フォント：MS明朝、MSゴシックのみ
  - フォントはファイルに埋め込み (アウトライン化を防ぐため)
  - フォントの使い分け
    - MSゴシック：平面図の地番、路線名、町名、行政区名
    - MS明朝：上記以外全て
  - フォントサイズ
    - 青字で示すフォントサイズを推奨、バランスを考えて決定すること。
    - A2サイズであることを確認すること。(A2サイズは594mm×420mm)

図題 幅13cm

|                  |                    |              |          |
|------------------|--------------------|--------------|----------|
| 件名               | 道路区域決定図            |              |          |
| 路線名              | ○○○線○号線<br>○○○線○号線 | 路線番号順<br>に表記 | 縮尺 1/250 |
| 所在地              | ××区○○△△町999番地先他    |              |          |
| 決定年月日            | 令和 年 月 日           |              |          |
| 決定番号             | 2 / 2              |              |          |
| 京都市建設局土木管理部道路明示課 |                    |              |          |

図題 高さ7cm

辺長、ポイント番号、地番等の数字・アルファベットは、原則「半角」とする。なお、全角のほうが見やすくなる場合はその限りでない。

座標メッシュ（25m間隔または50m間隔）を入れる。



・既市有地境界明示があれば、写し込む。

- ・既道路区域決定図・明示図に接続する場合は上段に決定日  
下段に決定済又は明示済、及び決定番号を表記する。
- ・既道路区域決定図・明示図を全て写し込む場合は、「済」を表記しない。

区域決定をしない対側の町名はカッコ書き

(○○△△町)

|   |
|---|
| 1 |
| 2 |

●No. 0730103 網図に示す基準点がある場合は表示する。

横断面図番号は、左→右又は下→上で割り振りアラビア丸数字を表記する。番号は傾けないこと。

詳細図の外枠には、辺の対側点を表示する。

- ・里道、水路があれば記入  
地番があれば記入（カッコ書き）
- ・公官庁財産の表記については、図面作成要領を参照

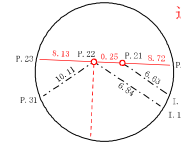
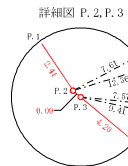
・各線の線号については、図面作成要領を参照

- ・構造物や既明示線が近接する場合は、朱線と重ならないように表示する。  
場合によっては黒線を削除する。
- ・ポイントが重なる場合は、詳細図を表示する。

新たに道路幅員が確定する場合は幅員を朱書き

- ・既道路区域明示図の全てを写し込む場合は、図題決定番号欄に当該番号を表記。部分的に写し込みを行う場合については表記しない。

- ファイルデータ仕様
- ・原則として、1枚に収めるものとするが、決定箇所が長大で収まらない場合は分割すること。
  - ・平面図が分割される場合は、接続線を表示し、各々20m程度ラップさせること。また、図郭ラップイメージも左記のように表示すること。
  - ・使用フォント：MS明朝、MSゴシックのみ
  - ・フォントはファイルに埋め込み（アウトライン化を防ぐため）
  - ・フォントの使い分け
    - MSゴシック：平面図の地番、路線名、町名、行政区名
    - MS明朝：上記以外全て
  - ・フォントサイズ
    - 青字で示すフォントサイズを推奨、バランスを考えて決定すること。
    - A2サイズであることを確認すること。（A2サイズは594mm×420mm）



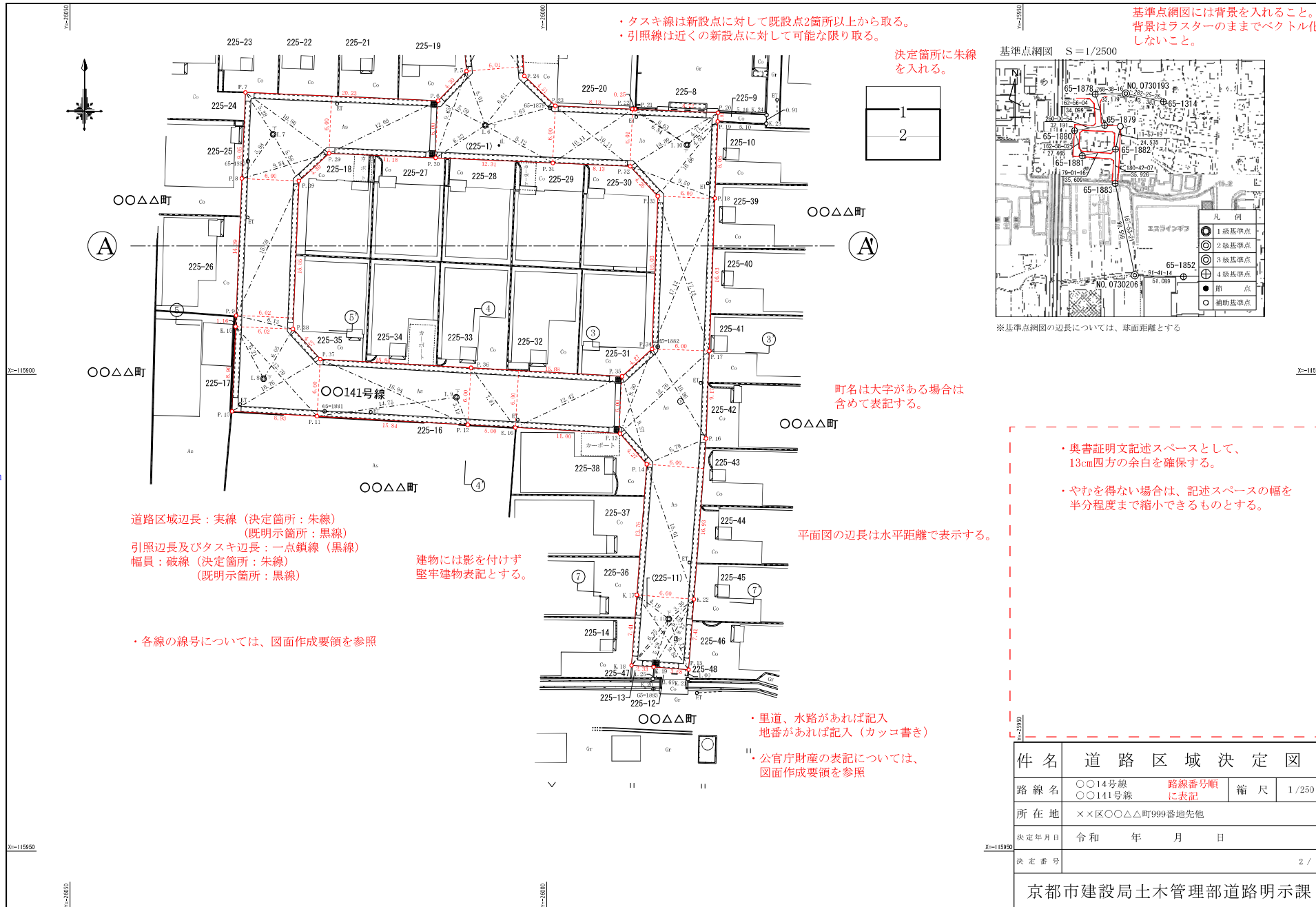
○A

○A

|       |                 |              |          |
|-------|-----------------|--------------|----------|
| 件名    | 道路区域決定図         |              |          |
| 路線名   | ○14号線<br>○141号線 | 路線番号順<br>に表記 | 縮尺 1/250 |
| 所在地   | ××区○○△△町999番地先他 |              |          |
| 決定年月日 | 令和 年 月 日        |              |          |
| 決定番号  | 1 / 3           |              |          |

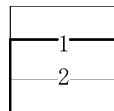
京都市建設局土木管理部道路明示課

測量 令和○年○月○日 明敷者名 ○○○○○○ 主任技術者名 ○ ○ ○

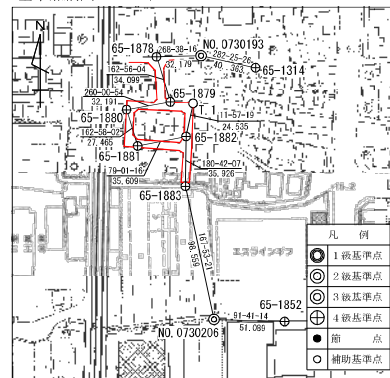


- ・タスキ線は新設点に対して既設点2箇所以上から取る。
- ・引照線は近くの新設点に対して可能な限り取る。

決定箇所に朱線を入れる。



基準点網図 S=1/2500



※基準点網図の辺長については、球面距離とする

基準点網図には背景を入れること。  
背景はラスターのままでベクトル化しないこと。

- 道路区域辺長：実線（決定箇所：朱線）  
（既明箇所：黒線）
- 引照辺長及びタスキ辺長：一点鎖線（黒線）
- 幅員：破線（決定箇所：朱線）  
（既明箇所：黒線）

建物には影を付けず  
堅牢建物表記とする。

平面図の辺長は水平距離で表示する。

・各線の線号については、図面作成要領を参照

- ・里道、水路があれば記入  
地番があれば記入（カッコ書き）
- ・公官庁財産の表記については、  
図面作成要領を参照

- ・奥書証明文記述スペースとして、  
13cm四方の余白を確保する。
- ・やむを得ない場合は、記述スペースの幅を  
半分程度まで縮小できるものとする。

|       |                   |              |          |
|-------|-------------------|--------------|----------|
| 件名    | 道路区域決定図           |              |          |
| 路線名   | 〇〇14号線<br>〇〇141号線 | 路線番号順<br>に表記 | 縮尺 1/250 |
| 所在地   | ××区〇〇△△町999番地先他   |              |          |
| 決定年月日 | 令和 年 月 日          |              |          |
| 決定番号  | 2 / 3             |              |          |

京都市建設局土木管理部道路明示課

4級基準点を新設した場合、厳密網または簡易網の記載を行う。（区域決定図は任意とする。）

世界測地系 厳密網 (ジオイド2011使用)

Table with 5 columns: 点名, X座標, Y座標, 標高, ジオイド高, 種別. Contains 17 rows of data for various points.

平成29年4月1日付け標高改定対応済 (平均縮尺係数0.999908)

標高改定については任意とする。

世界測地系

Table with 5 columns: 点名, X座標, Y座標, 種別. Contains 18 rows of data for various points.

世界測地系

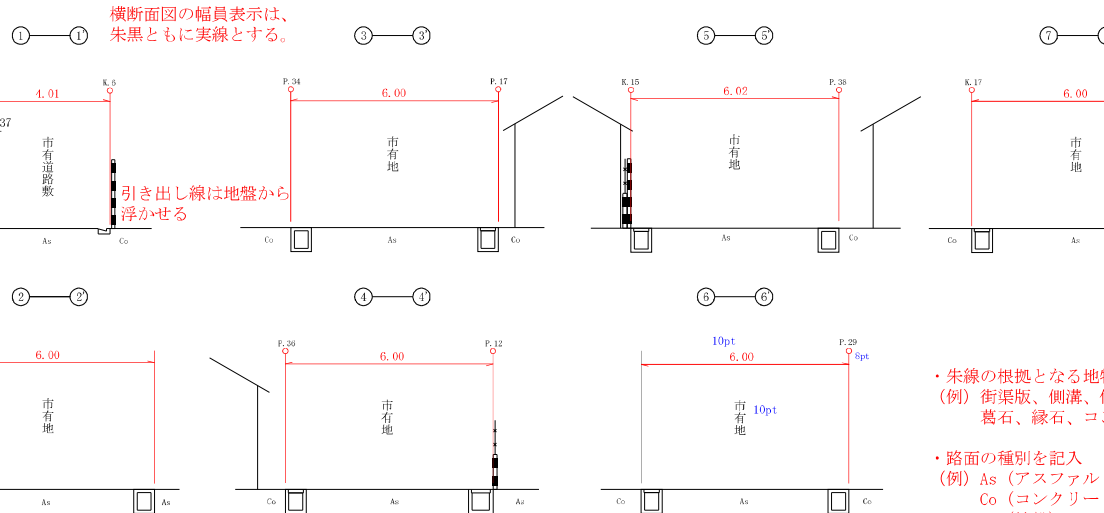
Table with 5 columns: 点名, X座標, Y座標, 種別. Contains 25 rows of data for various points.

世界測地系

Table with 5 columns: 点名, X座標, Y座標, 種別. Contains 25 rows of data for various points.

余白20mm

横断面図 S=1/100



横断面図の幅員表示は、朱黒ともに実線とする。

引き出し線は地盤から浮かせる

各線の線号については、図面作成要領を参照

朱線の根拠となる地物を記入 (例) 街渠版、側溝、側壁、葛石、縁石、コン杭 等

路面の種別を記入 (例) As (アスファルト舗装) Co (コンクリート) Gr (地盤) タイ 等

- 種別部分は「//」で省略しないこと。
語句としては以下の順で使用すること。
C：コンクリート杭
P：プレート
N：鉄
K：ポイント
既C：既設コンクリート杭
既P：既設プレート
既N：既設鉄
既K：既設ポイント
A：参考点 (対側で区域明示が無い場合等)
I：引照点 (マンホール中心等)

引照点は恒常的に変化しにくいものとする。
(例) マンホール中心、ブロック角、家角、金属釘、葛石角、縁石角、旧壁角、コン杭

亡失したプレートを復元した場合は、語尾に(復元)と付すこと。
(例) 既設プレート(復元)

既設プレートが亡失している場合は、既K点とすること。 図題 幅13cm

Table with 4 columns: 件名, 路線名, 所在地, 決定年月日, 決定番号. Includes project details and a title '京都市建設局土木管理部道路明示課'.

Measurement and signature fields: 測量 令和〇年〇月〇日, 測量者名, 主任技術者名.

余白20mm

余白20mm

底標メッシュ (25m間隔または50m間隔) を入れる。

横断面図番号は、  
左→右又は下→上で廻り振り  
アラビア丸数字を表記する。  
番号は傾けないこと。

新たに道路幅員が確定する場合は  
幅員を朱書き。

片側明示の場合、  
対側の町名をカッコ書き。  
(衣津面〇〇町)  
(平成19年1月1日  
明示番 (19.00000))

対側既明示のある場合、  
町名および明示番号をカッコ書き。

各線の線号  
・図面作成要領を参照

横断面図 S=1/100

基準点網図には背景を入れること。

背景はラスターのままで、ベクター化してはならない。

決定箇所に朱線を入れる。

基準点網図 S=1/2500



横断面図

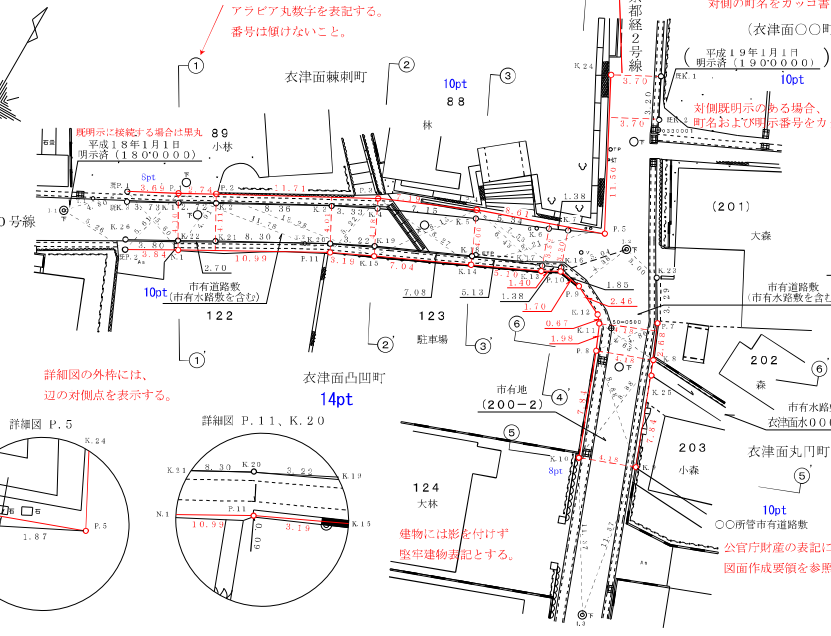
- ・朱線、黒線とも実線とする。
- ・朱線の根拠となる地物を記入  
(例) 街渠版、側溝、側壁、  
(例) As (アスファルト舗装) 墓石、緑石、コン杭 等
- ・幅員が朱線の場合、官有地の表記  
は中心とする。  
幅員が黒線の場合、官有地の表記  
は明示する線に寄せる。

・典書証明文記述スペースとして、  
13cm四方の余白を確保する。

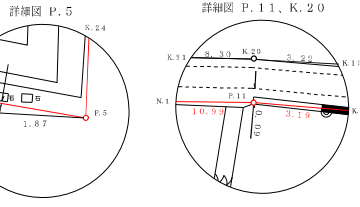
・やむを得ない場合は、記述スペースの幅を半分程度  
まで縮小できるものとする。

余白  
20mm

14pt  
京都縦10号線



詳細図の外枠には、  
辺の対側点を表示する。



建物には影を付けず  
壁を建物表記とする。

4級基準点を新設した場合、  
厳密網または簡易網の記載を行う。

平面図

・平面図の辺長は水平距離で表示する。  
・道路区域辺長: 実線 (決定箇所: 朱線)  
(既明示箇所: 黒線)

・引線辺長及びタスキ辺長: 一点鎖線 (黒線)  
・幅員: 破線 (決定箇所: 朱線)  
(既明示箇所: 黒線)

世界測地系 厳密網  
(ジオイド2011使用)

| 点名              | 基準点座標一覧表    |            | 標高     | ジオイド高  | 種別      |
|-----------------|-------------|------------|--------|--------|---------|
|                 | X座標         | Y座標        |        |        |         |
| 10pt<br>0330001 | -110047.969 | -29122.062 | 35.622 | 37.404 | 既設3級基準点 |
| 50-0500         | -110092.075 | -29117.893 | 36.041 | 37.404 | 4級基準点   |
| T.1             | -110072.577 | -29154.990 |        |        | 既設補助基準点 |
| T.2             | -110067.797 | -29140.081 |        |        | 既設補助基準点 |

平成26年4月1日付け標高改定対応済 平均縮尺係数 (0.999910)

世界測地系

| 点名          | 境界点座標一覧表    |            | 種別   |
|-------------|-------------|------------|------|
|             | X座標         | Y座標        |      |
| 10pt<br>P.1 | -110069.191 | -29149.819 | プレート |
| P.2         | -110067.861 | -29147.427 | プレート |
| P.3         | -110062.329 | -29137.107 | プレート |
| P.4         | -110059.488 | -29130.501 | プレート |
| P.5         | -110056.620 | -29122.383 | プレート |
| K.23        | -110057.283 | -29116.762 | ポイント |
| P.7         | -110090.107 | -29115.080 | プレート |
| P.8         | -110084.041 | -29117.933 | プレート |
| P.9         | -110080.614 | -29121.348 | プレート |
| P.10        | -110060.351 | -29123.025 | プレート |
| P.11        | -110067.444 | -29138.168 | プレート |
| N.1         | -110072.755 | -29147.789 | 金属板  |
| K.1         | -110069.779 | -29149.465 | ポイント |
| K.2         | -110068.463 | -29147.990 | ポイント |
| K.3         | -110064.469 | -29139.747 | ポイント |
| K.4         | -110062.976 | -29136.775 | ポイント |
| K.5         | -110060.070 | -29130.246 | ポイント |
| K.6         | -110058.098 | -29125.293 | ポイント |
| K.7         | -110057.505 | -29124.030 | ポイント |
| K.8         | -110062.573 | -29114.019 | ポイント |
| K.9         | -110069.913 | -29111.267 | ポイント |
| K.10        | -110071.381 | -29115.181 | ポイント |

| 点名   | 省略          |            | 種別   |
|------|-------------|------------|------|
|      | X座標         | Y座標        |      |
| K.11 | -110062.225 | -29118.721 | ポイント |
| K.12 | -110061.713 | -29119.148 | ポイント |
| K.13 | -110061.015 | -29124.252 | ポイント |
| K.14 | -110063.146 | -29128.880 | ポイント |
| K.15 | -110066.091 | -29133.274 | ポイント |

### 省略

|      |             |            |           |
|------|-------------|------------|-----------|
| K.24 | -110066.888 | -29138.482 | ポイント      |
| K.25 | -110070.856 | -29145.777 | ポイント      |
| K.26 | -110072.167 | -29148.142 | ポイント      |
| 既.1  | -110076.915 | -29153.082 | 既設プレート    |
| 既.2  | -110074.659 | -29151.138 | プレート (復元) |
| 既.1  | -110071.570 | -29152.740 | 既設ポイント    |
| 既.2  | -110075.990 | -29151.477 | 既設ポイント    |
| L.1  | -110074.385 | -29156.356 | マンホール中心   |
| L.2  | -110056.581 | -29119.683 | マンホール中心   |
| L.3  | -110081.114 | -29109.303 | マンホール中心   |

道路明示課のプレート、コンクリート杭の場合は「京都市」は付けない。

フロント

- ・使用フォント: MS明朝、MSゴシックのみ
- ・フォントはファイルに埋め込み  
(アウトライン化を防ぐため)
- ・フォントの使い分け  
MSゴシック: 平面図の地番、路線名、町名、行政区名  
MS明朝: 上記以外全て
- ・フォントサイズ  
青字で示すフォントサイズを推奨、  
バランスを考えて決定すること。

区画整理地区には区を入れる。  
円の大きさは10mmで枠内に入れる。

京都市作成の場合、業者番号記入 (〇〇)

| 件名               | 道路区域明示図           |              |          |
|------------------|-------------------|--------------|----------|
| 路線名              | 京都縦2号線<br>京都縦10号線 | 路線番号順<br>に表記 | 縮尺 1/250 |
| 所在地              | 洛南区衣津面凸町123番地先他   |              |          |
| 明示年月日            |                   |              |          |
| 決定番号             |                   |              |          |
| 京都市建設局土木管理部道路明示課 |                   |              |          |

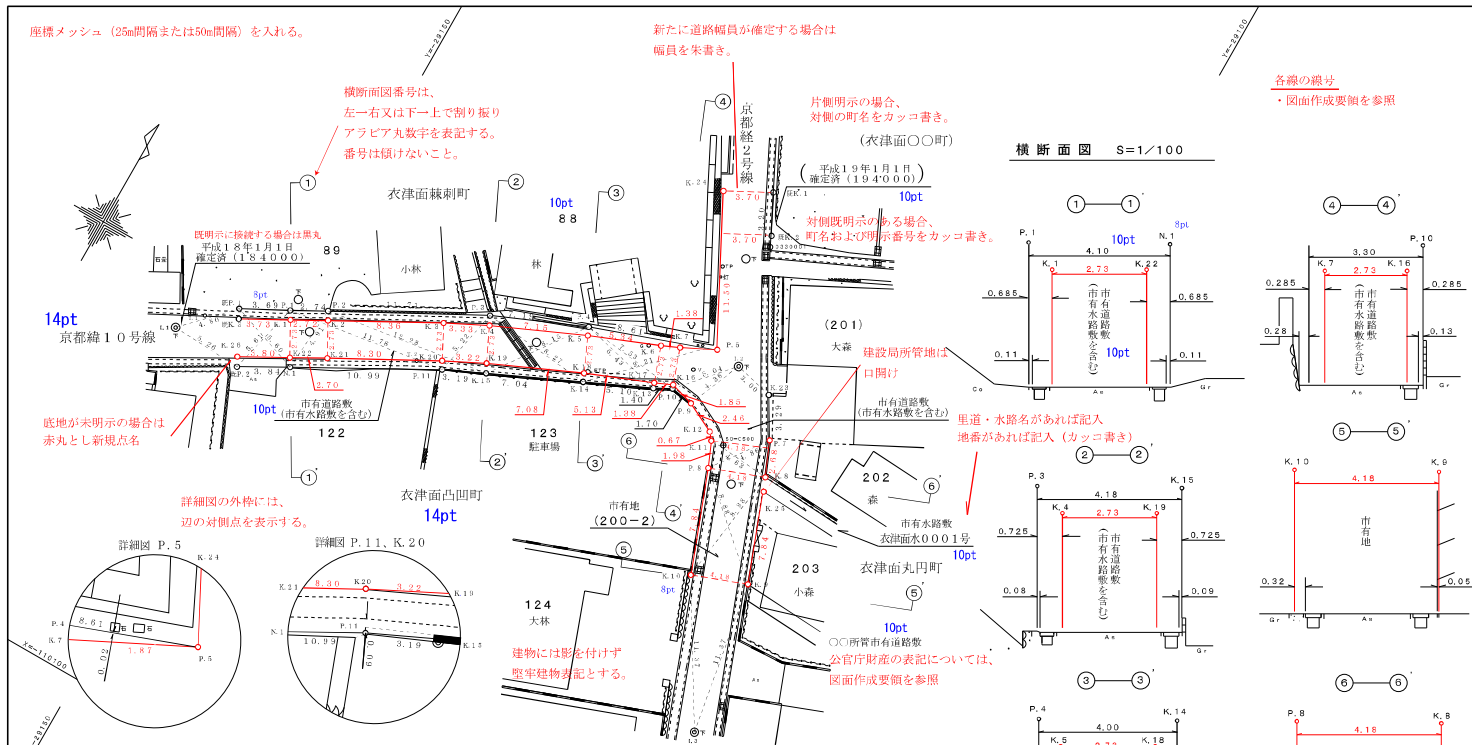
|             |       |        |
|-------------|-------|--------|
| 測量 令和 年 月 日 | 測量業者名 | 主任技術者名 |
|-------------|-------|--------|

余白20mm

図幅 13cm  
高さ 7cm

85/4/1作製





基準点網図には背景を入れること。  
背景はラスターのままで、ベクトル化してはならない。  
決定箇所には朱線を入れる。

基準点網図 S=1/2500



横断面図

- ・朱線、黒線とも実線とする。
- ・朱線の根拠となる地物を記入
- ・路面の種類を記入 (例) 街路版、側溝、側壁、(例) As (アスファルト舗装) 礫石、緑石、コン杭 等
- ・幅員が朱線の場合、官有地の表記は中心とする。幅員が黒線の場合、官有地の表記は明示する線に寄せる。

- ・奥書証明文記述スペースとして、13cm四方の余白を確保する。

- ・やむを得ない場合は、記述スペースの幅を半分程度まで縮小できるものとする。

- 再明示がある場合は、表題欄の上に以下の通り記載する。(文字を入れる場合、タイトルより20mm以内にする。)
- ・一部再明示の場合
  - 年○月○日付○〇第○〇〇号の確定の一部を取消し、本図朱線のとおり市有財産の境界を明示する。
- ・全部再明示の場合
  - 年○月○日付○〇第○〇〇号の確定を取消し、本図朱線のとおり市有財産の境界を明示する。

京都市作成の場合、業者番号記入 (00)

|                  |                 |          |          |
|------------------|-----------------|----------|----------|
| 件名               | 土地境界明示図         |          |          |
| 路線名又は名称          | 京都線2号線          | 路線番号順に表記 | 縮尺 1/250 |
| 所在地              | 洛南区衣津面凸町123番地先地 |          |          |
| 決定年月日            |                 |          |          |
| 決定番号             |                 |          |          |
| 京都市建設局土木管理部道路明示課 |                 |          |          |

線が近接する場合、朱線と重ならないように実寸より広くして表示する。  
道路区域境界点と市有地境界点が重なる場合は、詳細図をつける。  
印刷する場合、朱線と黒線が重ならないように注意し、場合によっては黒線を削除する。

| 点名           | X座標         | Y座標        | 標高     | ジオイド高  | 種別      |
|--------------|-------------|------------|--------|--------|---------|
| 10pt 0330001 | -110047.959 | -29122.002 | 35.622 | 37.404 | 既設3級基準点 |
| 50-0500      | -110002.075 | -29117.803 | 36.041 | 37.404 | 4級基準点   |
| T_1          | -110022.377 | -29154.990 |        |        | 既設補助基準点 |
| T_2          | -110047.797 | -29140.081 |        |        | 既設補助基準点 |

平成26年4月1日付け標高改定対応済 平均縮尺係数 (0.999910)

| 点名   | X座標         | Y座標        | 種別   |
|------|-------------|------------|------|
| P.1  | -110069.191 | -29149.819 | プレート |
| P.2  | -110067.861 | -29147.427 | プレート |
| P.3  | -110062.329 | -29137.107 | プレート |
| P.4  | -110059.488 | -29130.591 | プレート |
| P.5  | -110056.620 | -29122.383 | プレート |
| K23  | -110057.283 | -29116.762 | ポイント |
| P.7  | -110060.107 | -29115.080 | プレート |
| P.8  | -110064.041 | -29117.933 | プレート |
| P.9  | -110060.614 | -29121.346 | プレート |
| P.10 | -110060.351 | -29123.026 | プレート |
| P.11 | -110067.444 | -29138.168 | プレート |
| N.1  | -110072.755 | -29147.789 | 金属板  |
| K.1  | -110069.779 | -29149.465 | ポイント |
| K.2  | -110068.463 | -29147.990 | ポイント |
| K.3  | -110064.493 | -29139.747 | ポイント |
| K.4  | -110062.976 | -29136.775 | ポイント |
| K.5  | -110060.070 | -29130.246 | ポイント |
| K.6  | -110058.048 | -29125.293 | ポイント |
| K.7  | -110057.506 | -29124.030 | ポイント |
| K.8  | -110062.573 | -29114.019 | ポイント |
| K.9  | -110069.913 | -29111.267 | ポイント |
| K.10 | -110071.381 | -29115.181 | ポイント |

| 点名   | X座標         | Y座標        | 種別       |
|------|-------------|------------|----------|
| K.11 | -110062.225 | -29118.721 | ポイント     |
| K.12 | -110061.713 | -29119.148 | ポイント     |
| K.13 | -110061.015 | -29124.252 | ポイント     |
| K.14 | -110063.146 | -29128.880 | ポイント     |
| K.15 | -110066.091 | -29135.274 | ポイント     |
| K.24 | -110066.888 | -29138.482 | ポイント     |
| K.25 | -110070.856 | -29145.777 | ポイント     |
| K.26 | -110072.167 | -29148.142 | ポイント     |
| 既.1  | -110070.915 | -29153.082 | 既設プレート   |
| 既.2  | -110074.639 | -29151.138 | プレート(復元) |
| 既.1  | -110071.570 | -29152.740 | 既設ポイント   |
| 既.2  | -110075.990 | -29151.477 | 既設ポイント   |
| L.1  | -110074.385 | -29156.396 | マンホール中心  |
| L.2  | -110056.581 | -29119.683 | マンホール中心  |
| L.3  | -110081.114 | -29109.303 | マンホール中心  |

道路明示課のプレート、コンクリート板の場合は「京都市」は付けない。

平面図

- ・平面図の辺長は水平距離で表示する。
- ・土地境界辺長：実線 (決定箇所：朱線)
- ・引照辺長及びタスキ辺長：一点鎖線 (黒線)
- ・幅員：破線 (決定箇所：朱線)

省略

座標メッシュ (25mm間隔または50mm間隔)を入れる。

平面図

- 平面図の辺長は水平距離で表示する。
- 土地境界辺長：実線 (決定箇所：朱線) (既明示箇所：黒線)
- 引照辺長及びタスキ辺長：一点鎖線 (黒線)
- 幅員：破線 (決定箇所：朱線) (既明示箇所：黒線)



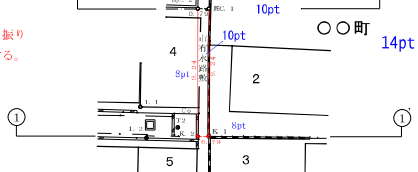
14pt

京都水0001号

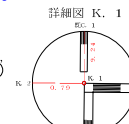
平成元年8月29日  
測量第14用第1-2428号

10pt

横断面図番号は、  
左一右又はト一上で割り振り  
アラビア丸数字を表記する。  
番号は傾けないこと。



線が近接する場合、朱線と重ならないように実寸より広くして表示する。  
印刷する場合、朱線と黒線が重ならないように注意し、場合によっては黒線を削除する。



詳細図の外枠には、  
辺の対側点を表示する。

4級基準点を新設した場合、敷密網または簡易網の記載を行う。  
(境界明示図は任意とする。)

世界測地系 敷密網  
(ジオイド2011採用)

| 点名         | X座標          | Y座標        | 標高  | ジオイド高  | 種別      |
|------------|--------------|------------|-----|--------|---------|
| 60=10987.8 | -109822.834  | -22922.520 | 3.5 | 37.303 | 既設4級基準点 |
| 60=10989   | -1098611.441 | -22922.892 | 3.8 | 37.303 | 既設4級基準点 |
| 60=10970   | -109913.129  | -22918.058 | 3.4 | 37.303 | 4級基準点   |
| I1         | -109876.112  | -22918.082 |     |        | 補助基準点   |
| I2         | -109876.401  | -22884.648 |     |        | 補助基準点   |

平成26年4月1日付け標高改定対応済 平均縮尺係数 (0.999906)

標高改定については任意とする。

世界測地系

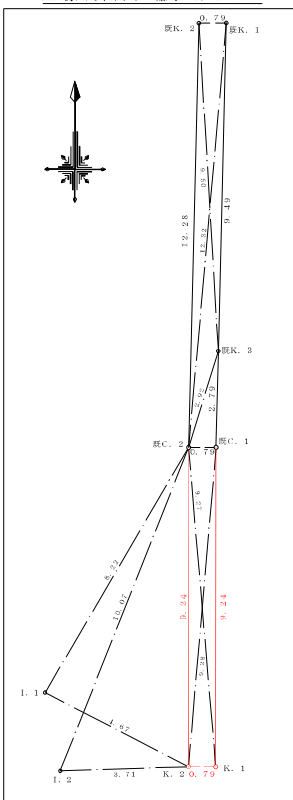
| 点名    | X座標         | Y座標        | 種別        |
|-------|-------------|------------|-----------|
| K. 1  | -109877.058 | -22882.421 | ポイント      |
| K. 2  | -109877.057 | -22883.211 | ポイント      |
| 既C. 1 | -109867.816 | -22882.412 | 既設コンクリート杭 |
| 既C. 2 | -109867.817 | -22883.206 | 既設コンクリート杭 |
| 既P. 1 | -109853.542 | -22882.118 | 既設ポイント    |
| 既P. 2 | -109853.541 | -22882.909 | 既設ポイント    |
| 既N. 3 | -109866.030 | -22882.347 | 既設ポイント    |
| I. 1  | -109874.915 | -22887.358 | 建物角       |
| I. 2  | -109877.175 | -22886.919 | 金属板       |

道路明示課のプレート、コンクリート杭の場合は「京都市」は付けない。

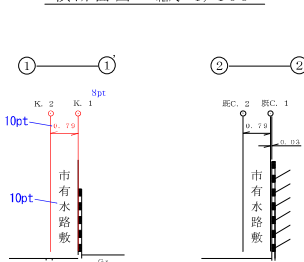
- 補部分には「R」で省略しないこと。
- 語句としては以下の順で使用する。

- C: コンクリート杭
- P: プレート
- N: 旗
- K: ポイント
- 既C: 既設コンクリート杭
- 既P: 既設プレート
- 既N: 既設旗
- 既K: 既設ポイント
- A: 参考点 (対側で区域明示が無い場合等)
- I: 引照点 (マンホール中心等)

座標展開図 縮尺 1/100



横断面図 縮尺 1/100



各線の線号

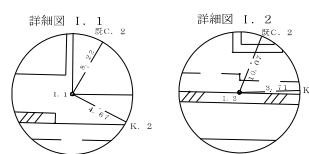
- 図面作成要領を参照

公官庁財産の表記については、  
図面作成要領を参照

認定道路があれば記入  
地番があれば記入 (カッコ書き)

A2サイズであることを確認すること。  
(A2サイズは594×420mm)

恒久的に変化しにくいと思われるものを引照点とする  
(例) マンホール中心・ブロック角・家角  
墓石角・縁石角・旧壁角・コン抗



フロント

- 使用フォント：MS明朝、MSゴシックのみ
- フォントはファイルに埋め込み (アウトライン化を防ぐため)
- フォントの使い分け
  - MSゴシック：平面図の地番、路線名、町名、行政区名
  - MS明朝：上記以外全て
- フォントサイズ
  - 青字で示すフォントサイズを推奨、
  - バランスを考えて決定すること。

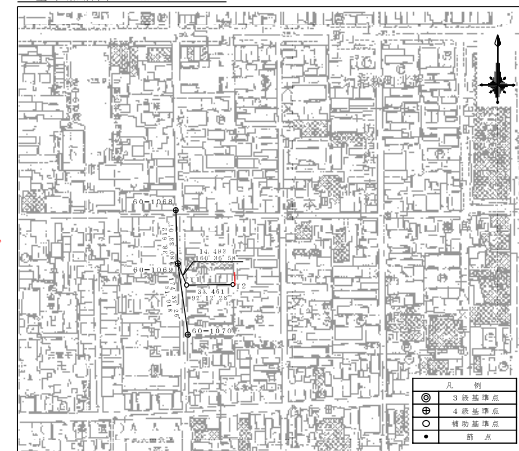
横断面図

- 朱線、黒線とも実線とする。
- 朱線の根拠となる地物を記入 (例) 荷葉敷、側溝、側壁、墓石、縁石、コン抗等
- 幅員が朱線の場合、官有地の表記は中心とする。幅員が黒線の場合、官有地の表記は明示する線に寄せる。

基準点網区には背景を入れること。

背景はラスターのままで、ベクトル化してはならない。  
決定箇所に朱線を入れる。

基準点網区 縮尺 1/2500



※基準点網区の間隔については球面距離である。

- 奥書証明文記述スペースとして、13cm四方の余白を確保する。
- やむを得ない場合は、記述スペースの幅を半分程度まで縮小できるものとする。

再明示がある場合は、表題欄の上に以下の通り記載する。  
(文字を入れる場合、タイトルより20mm以内にする。)

- 一部再明示の場合
  - 年○月○日付け○第○〇〇号の確定の一部を取消し、本図朱線のとおり市有財産の境界を明示する。
- 全部再明示の場合
  - 年○月○日付け○第○〇〇号の確定を取消し、本図朱線のとおり市有財産の境界を明示する。

| 件名               | 土地境界明示図     |          |
|------------------|-------------|----------|
| 路線名<br>又は名称      | 京都水0001号    | 縮尺 1/250 |
| 所在地              | 〇〇区〇〇町1番地先他 |          |
| 決定年月日            |             |          |
| 決定番号             |             |          |
| 京都市建設局土木管理部道路明示課 |             |          |



|     |      |                                                                       |
|-----|------|-----------------------------------------------------------------------|
| (6) | 方位   |                                                                       |
|     | ア    | 方位記号が記載されているかを確認する。                                                   |
|     | イ    | 北が図面の上方になるように、平面図が作成されているかを確認する。<br>なお、方位記号の北は世界測地系における北であり、「真北」ではない。 |
| (7) | 点名   |                                                                       |
|     |      | 境界点座標値一覧表の記載順は、以下のとおりとする。                                             |
|     | ア    | (ア) C (コンクリート杭)                                                       |
|     |      | (イ) P (プレート) ※ただし、既設プレートを新点とする場合は種別を既設プレートとする。                        |
|     |      | (ウ) N (鋳)                                                             |
|     |      | (エ) K (ポイント)                                                          |
|     |      | (オ) 既O (既設〇〇〇〇)                                                       |
|     |      | (カ) A (参考点)                                                           |
|     |      | (キ) I (引照点)                                                           |
|     | イ    | 平面図と断面図の境界点の相違がないかを確認する。                                              |
| (8) | 辺長   |                                                                       |
|     | ア    | 点間距離計算書の値と平面図の辺長との相違がないかを確認する。                                        |
|     | イ    | 既決定図及び既明示図等と辺長の相違がないかを確認する。                                           |
| (9) | 横断面図 |                                                                       |
|     | ア    | 片側明示の場合は、「市有地」等を明示箇所側へ寄せて記載しているかを確認する。※対側地に既明示がある場合を除く。               |
|     | イ    | 市有地は、地番を記載せず、「市有地」のみ記載されているかを確認する。                                    |
|     | ウ    | 明示の根拠となった構造物（葛石、旧壁等）が記載されているかを確認する。                                   |
|     | エ    | 路面の種別が記載されているかを確認する。<br>(例) As (アスファルト舗装)、Co (コンクリート)                 |
|     | オ    | 幅員だけでなく、側溝フタからの距離等が記載されているかを確認する。                                     |
|     | カ    | 新たに確定した幅員は、朱書きで記載されているかを確認する。                                         |

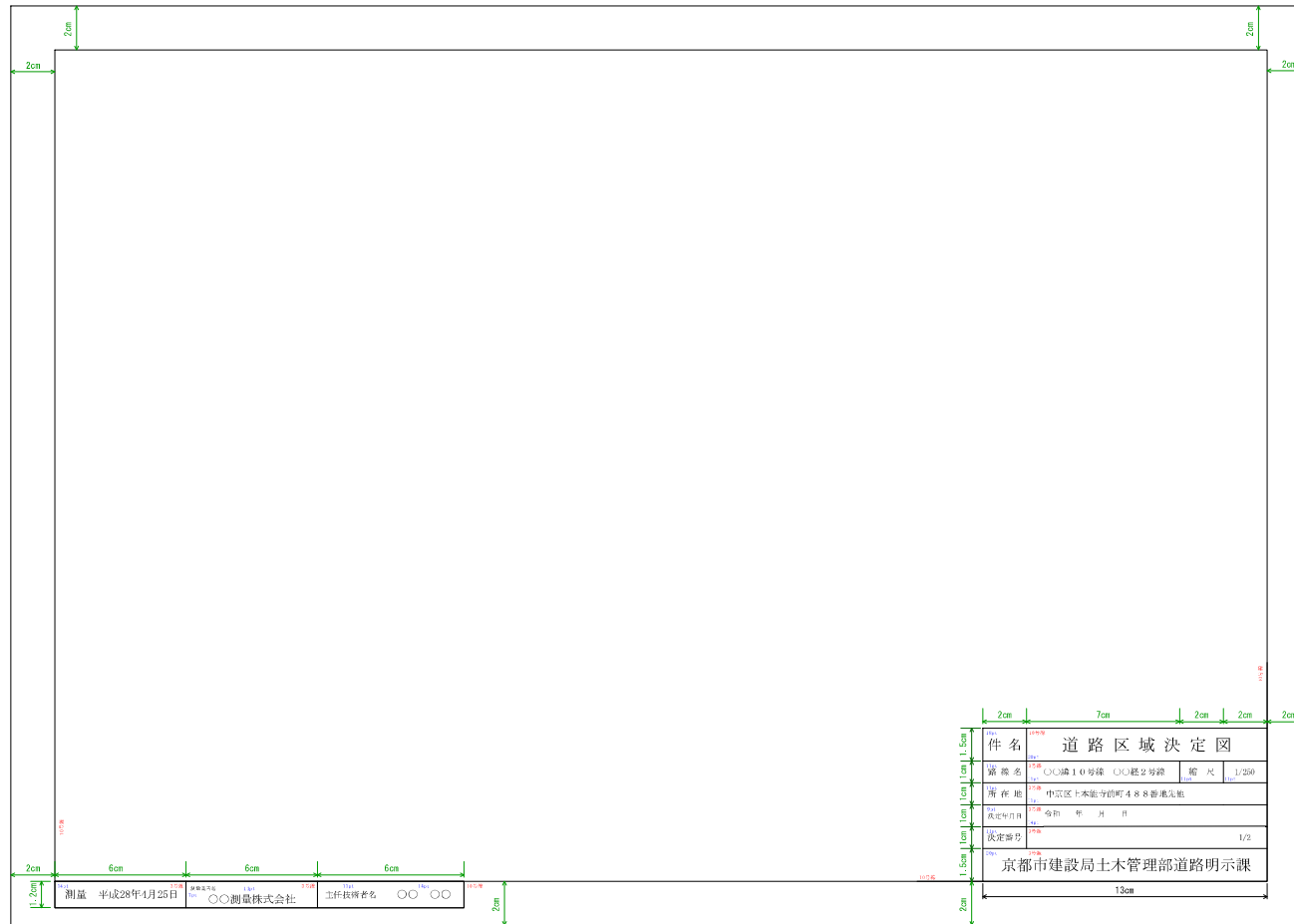
|      |          |                                                                                                                                                                                               |  |
|------|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| (10) | 詳細図      |                                                                                                                                                                                               |  |
|      | ア        | 境界線が近接する場合や、点数が多く幅員及びタスキの記載が重なる場合は、詳細図が記載されているかを確認する。<br>また、辺長等についても、整合性の確認をする。                                                                                                               |  |
|      | イ        | 明示の根拠となった構造物（葛石、旧壁等）が記載されているかを確認する。                                                                                                                                                           |  |
| (11) | 表題欄      |                                                                                                                                                                                               |  |
|      | ア        | 件名、路線名、所在地が正確に記載されているかを確認する。                                                                                                                                                                  |  |
|      | イ        | 2件以上の連番の場合、申請地が抜けなく記載されているかを確認する。※区域明示図及び境界明示図の場合のみ。                                                                                                                                          |  |
| (12) | 基準点座標一覧表 |                                                                                                                                                                                               |  |
|      | ア        | 欄外右上に「世界測地系」、「日本測地系」等が表示されているかを確認する。                                                                                                                                                          |  |
|      | イ        | 欄外下に「平均縮尺係数」、「平成26年4月1日付け標高改定済」（標高改定を行った場合）が表示されているかを確認する。                                                                                                                                    |  |
| (13) | 基準点網図    |                                                                                                                                                                                               |  |
|      | ア        | 道路区域決定等箇所について、簡略化した形状を朱線で表示できているかを確認する。                                                                                                                                                       |  |
|      | イ        | 辺長についてはメートル表示とし、球面距離で小数点第3位（小数点第4位を四捨五入）で表示できているかを確認する。                                                                                                                                       |  |
|      | ウ        | 基準点網図の背景については都市計画基本図をスキャン（白黒又はグレースケール）し、ラスターデータで埋め込まれているかを確認する。※都市計画基本図については、一般社団法人京都府建築士会で入手できる。                                                                                             |  |
| (14) | その他      |                                                                                                                                                                                               |  |
|      | ア        | 証明印用の余白（13cm 四方の余白）が表題欄の上にあるかを確認する。                                                                                                                                                           |  |
|      | イ        | 図枠周囲に世界測地系に基づく座標メッシュ（25m 間隔または50m 間隔）が記載されているかを確認する。                                                                                                                                          |  |
|      | ウ        | 境界明示図の一部再明示又は全部再明示がある場合は、表題欄の上に以下のとおり記載する。<br>(例)一部再明示の場合<br>○年○月○日付け○○第○-○○号の確定の一部を取消し、本図朱線のとおり市有財産の境界を明示する。<br>(例)全部再明示の場合<br>○年○月○日付け○○第○-○○号の確定を取消し、本図朱線のとおり市有財産の境界を明示する。<br>※境界明示図の場合のみ。 |  |

(別紙 3)

(1) A 2 判図枠配置例

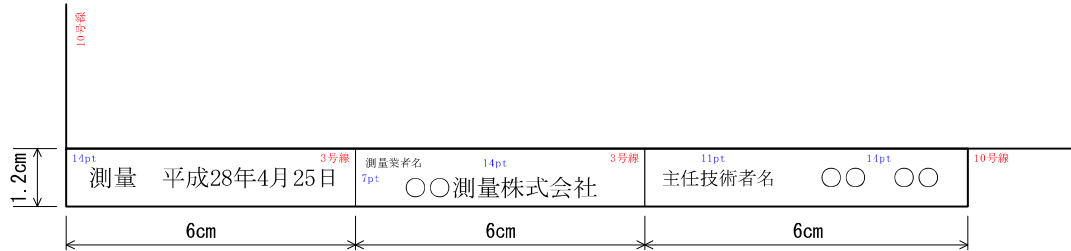
A 2 判図枠については、用紙端から 2 c m 離隔して配置する。線号は 1 0 号線とする。

表題部及び測量年月日等表示部については、次項に示す。



(2) A 2 判測量年月日等表示部記載例

A 2 判測量年月日等表示部については、次の図のとおり図枠左下欄外に記載する。

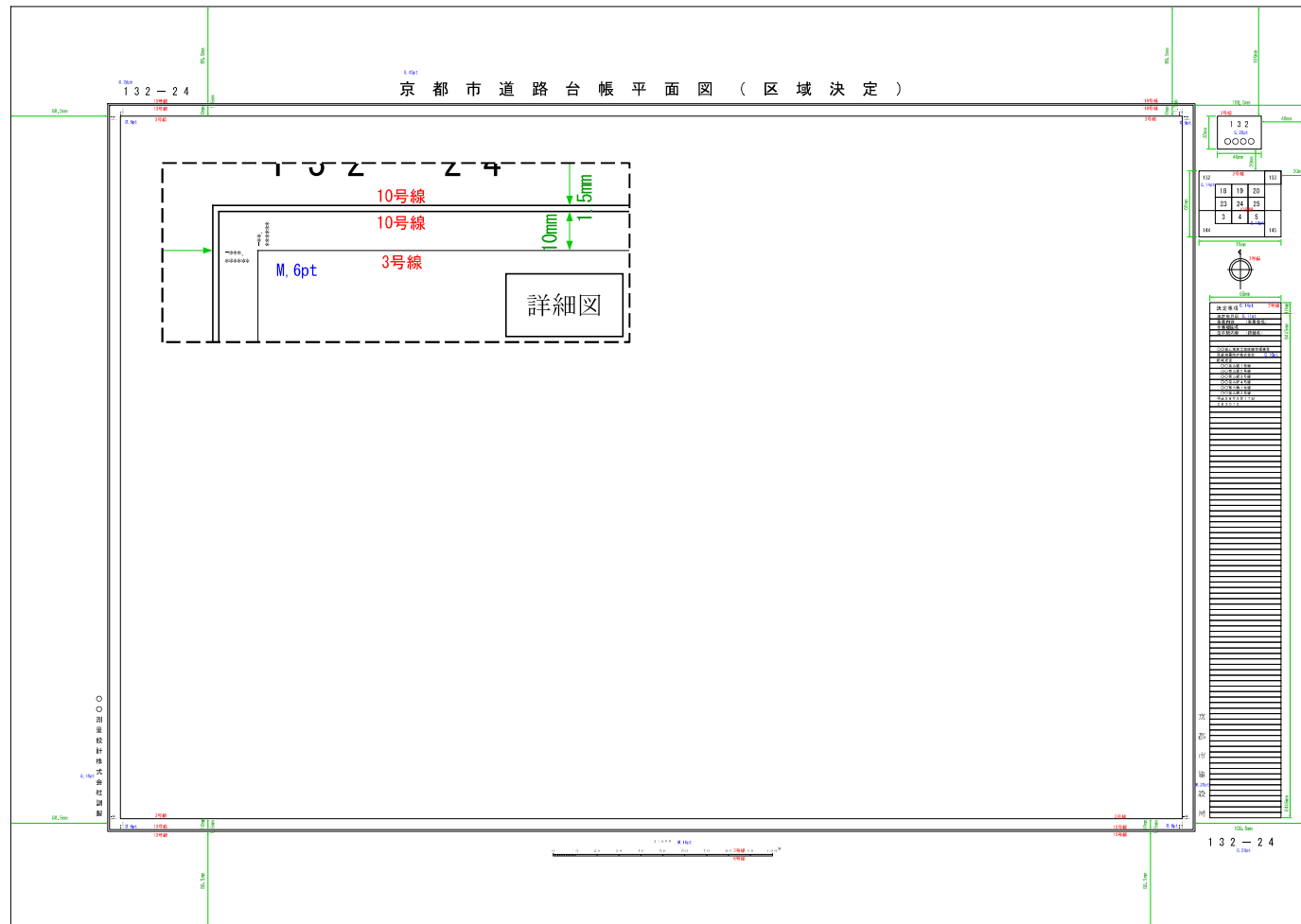


- 使用フォントはMS明朝のみとする。
- 外枠線は10号線、内罫線は3号線を使用する。

(別紙 4)

(1) A0判図枠配置例 1

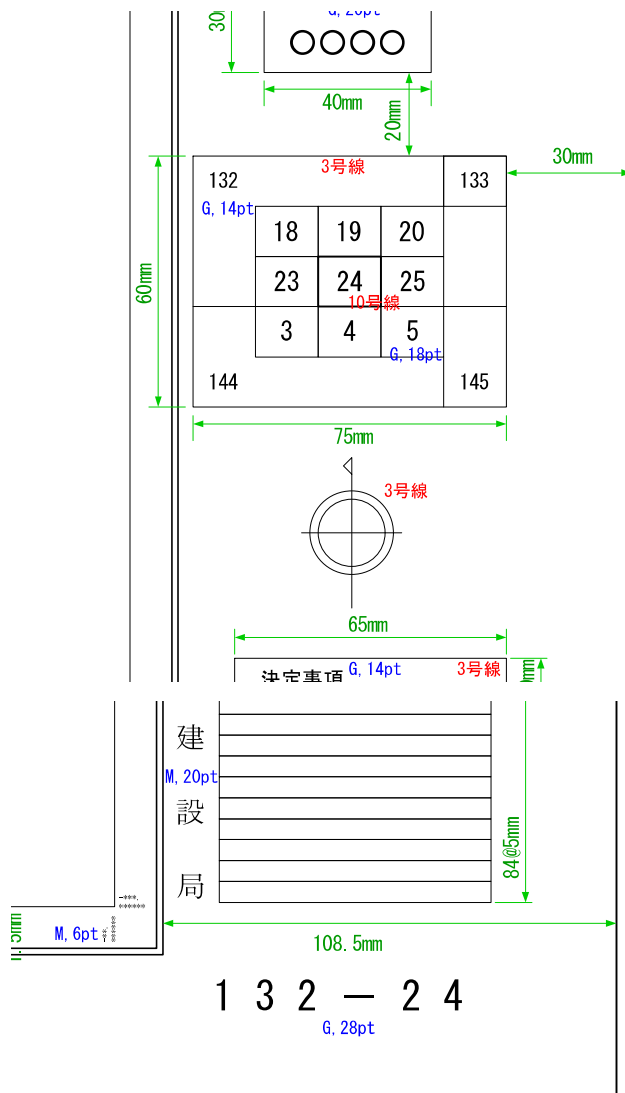
A0判図枠については、用紙端から上・下・左端に関しては8.85cm、右端に関しては10.85cm離隔して配置する。線号は10号線及び3号線を以下の詳細図のとおり表記する。表題部、図画番号、図化区割番号、決定事項記入欄及びその他については、次項に示すとおりとする。







・ 図画割番号

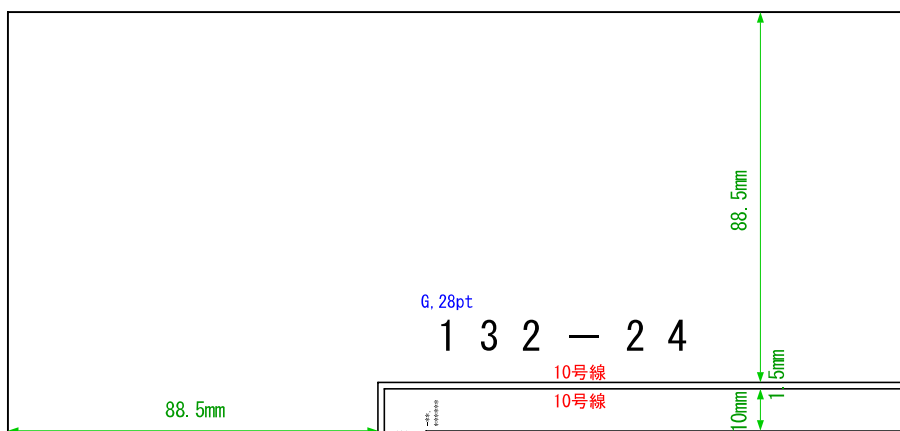


図画割番号は、図画番号枠から20mm、用紙右端から30mmの位置に75mm×60mmの枠を配置する。

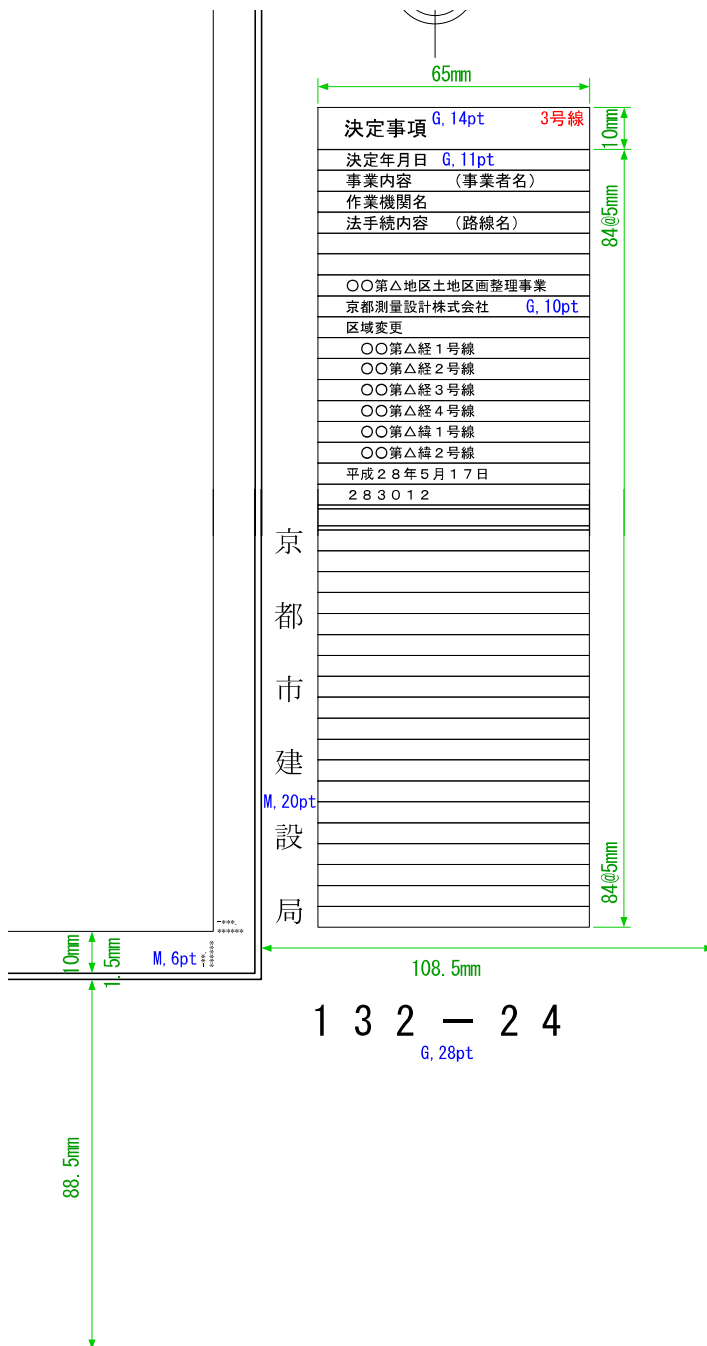
枠の使用線号は、当該図画割番号枠については10号線、その他は3号線を使用する。

図画割番号についてはMSゴシック、18ポイント、図画番号についてはMSゴシック、14ポイントとする。

決定記事記入欄下部及び図枠左上部についても、図画割番号を記入する。MSゴシック、28ポイントとする。



・決定事項記入欄



決定事項記入欄は、用紙下端から88.5mm、用紙右端から30mmの位置に65mm×430mmの枠を配置する。

枠の使用線号は3号線とする。表題「決定事項」については、枠高さを10mmとし、MSゴシック、14ポイントとする。

凡例「決定年月日」「事業内容(事業者名)」「作業機関名」「法手続内容(路線名)」については、枠高さを5mmとし、MSゴシック、11ポイントとする。

以下、決定記事については、枠高さを5mmとし、MSゴシック、10ポイントとする。